

観光・地域づくり関連施策メニュー



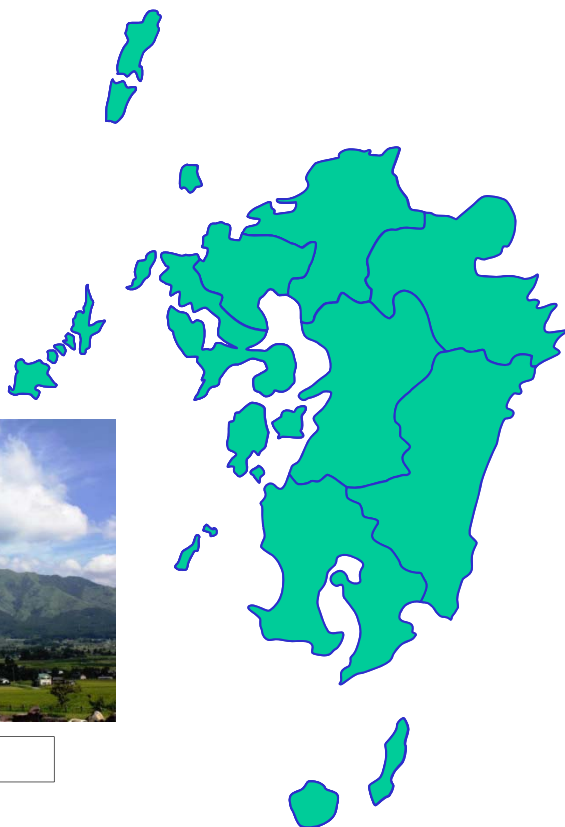
長崎 軍艦島



佐賀 武雄市楼門



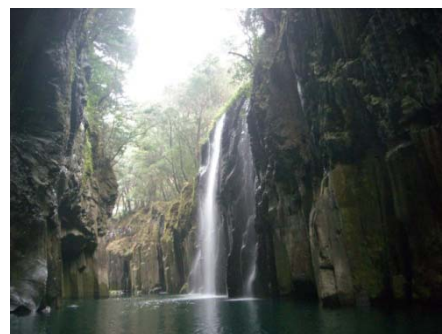
福岡 柳川市川下り



大分 九重夢大吊橋



熊本 阿蘇山



宮崎 高千穂峽



鹿児島 開聞岳

平成24年7月



国土交通省 九州運輸局
国土交通省 九州地方整備局
農林水産省 九州農政局
経済産業省 九州経済産業局
環境省 九州地方環境事務所

- この施策メニューは、平成24年7月現在のものです。
- 施策メニューに変更があった場合は、随時変更及び更新を行う予定です。
- 九州運輸局のホームページに、掲載していますので、ご確認ください。

観光・地域づくり関連施策一覧表

番号	施策名	支援施策の種別			担当官署	カテゴリー	頁
		補助金	調査費	その他			
運-1	ビジット・ジャパン・九州地方連携事業			○	運輸局	外客誘致	1
運-2	観光圏整備事業			○	運輸局	観光地づくり	3
運-3	観光地域づくりプラットフォーム支援事業	○			運輸局	観光地づくり	5
運-4	観光地域づくり実践プラン			○	運輸局・整備局	観光地づくり	7
運-5	地域公共交通確保維持改善事業	○			運輸局	まちづくり	9
整-1	社会資本整備総合交付金	○			整備局	まちづくり	11
整-2	かわまちづくり支援制度			○	整備局	まちづくり	13
整-3	九州みなとオアシス			○	整備局	まちづくり	15
整-4	官民連携による観光活性化のための基盤整備推進支援事業		○		整備局	まちづくり	17
整-5	民間まちづくり活動促進事業	○			整備局	まちづくり	19
農-1	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	○			農政局	農業等による観光	21
農-2	知的財産戦略・ブランド化総合事業	○			農政局	農業等による観光	23
経-1	地域資源活用売れる商品づくり支援事業	○			経産局	観光資源の開発	25
経-2	農商工等連携対策支援事業	○			経産局	観光資源の開発	27
経-3	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト支援事業	○			経産局	観光資源の開発	29
経-4	JAPANブランド育成支援事業	○			経産局	観光資源の開発	31
経-5	地域団体商標登録制度			○	経産局	観光資源の開発	33
経-6	伝統的工芸品産業支援補助金	○			経産局	観光資源の開発	37
経-7	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業(中小事業者向け)	○			経産局	まちづくり	39
経-8	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業(民間事業者向け)	○			経産局	まちづくり	41
経-9	中小商業活力向上補助金 (中小商業活力向上支援事業・中小商業活力向上施設整備事業)	○			経産局	まちづくり	43
経-10	地域商業再生事業(地域状況調査分析事業・コミュニティ機能再生事業)	○			経産局	まちづくり	45
環-1	地域コーディネーター活用事業	○			環境事務所	エコツーリズム	47
環-2	自然公園等整備事業 (1)自然公園等整備事業			○	環境事務所	自然環境整備	49
環-2	自然公園等整備事業 (2)地域自主戦略交付金	○			環境事務所	自然環境整備	50
					ご相談・お問い合わせ先官庁一覧		51

補助金等制度名称	ビジット・ジャパン地方連携事業
目的・概要	2013年に第1期目標として訪日外国人旅行者数を1,500万人に、将来的には3,000万人にするとの政府目標に向け、日本の観光魅力を海外に発信するとともに日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進する。
対象者	九州運輸局と連携して事業を実施することの出来る地方公共団体、民間企業、団体等。
対象事業	例 <ul style="list-style-type: none"> ・各市場毎に効果の高い媒体による情報発信（TV番組の放映、特集記事、ウェブサイト掲示等）事業 ・各媒体の取材クルーの招請事業 ・各市場毎に現地説明会・商談会、招請、九州での商談会、広告支援事業 ・各市場において修学旅行の決定権を有するキーパーソンの招請事業 ・個別テーマに関する団体、旅行会社のキーパーソンの招請事業など
交付要件	重点市場13国・地域（韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、マレーシア）を対象とした取組みであること。
補助金額・補助率等	地方連携事業は、総事業費の1/2を限度として、その部分を国（地方運輸局等）が直接事業を実施するもので、補助金ではありません。
手続き等	○毎年秋頃に翌年度の事業を募集。 ○事業の内容に関する留意事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・市場毎に特性を踏まえたマーケット志向の事業であること。 ・広域での事業構築・展開が行われていること。 ・ツアー造成支援、ツール作成、メディア招請等の複数の事業の総合化が図られていること。 ・より具体的な効果が得られる事業とするため、戦略的に事業を企画・展開すること。
問い合わせ・申請先	九州運輸局企画観光部国際観光課 電話 092-472-2335 FAX 092-472-2334

平成24年度 重点市場及び事業戦略

優先度	国・地域名
最重点市場	中国、韓国、台湾、香港
重点市場	タイ、シンガポール
その他対象市場	米、加、豪、仏、独、英、マレーシア

九州は東アジアに近い(地理的優位性)
 ★九州への外国人入国者数の約9割が東アジアから
 ★官民で策定された『九州観光戦略』に基づき、東アジアを主要なターゲットとする事業を展開
 ★『第二次九州観光戦略』(2007年10月)において、「東アジアなど」にターゲットを拡大

最重点市場

重点市場



事業の概要

基本的な考え方
 認知度が低い市場に対しては認知度向上のための、比較的認知度が高い市場に対しては需要喚起のための情報発信事業と、観光説明会・商談会、旅行商品広告支援、旅行会社・各種キーパーソン招請、現地旅行博出展などの誘客促進事業を2本柱として事業を展開

認知度向上事業

●海外で九州の観光情報を発信

九州の多彩な観光資源を、各市場ごとに最も適した手法を用いて、各種媒体、主要駅の広告スペースを活用した宣伝、オフィスビルなどにおける情報発信を行い、認知度が低い市場に対しては、九州全体の魅力あふれる内容を、比較的認知度が高い市場に対しては、外国人の目線に立った情報発信を行うことで、認知度向上とともに需要喚起を促す。



●メディア関係者の招請

海外のテレビ、新聞、雑誌などの編集スタッフ等を招請し、九州各地の取材を通して、テレビ番組・新聞記事・雑誌記事などにより情報発信を行うことで、九州が誇る魅力的観光素材を一般消費者に対し紹介することで、観光情報発信との相乗効果を狙う。



誘客事業

●説明会・商談会の開催

訪日旅行を取り扱う旅行会社を対象に、九州内での大商談会及び、現地における観光説明会・商談会を開催し、九州向け旅行商品の早期造成を目指す。



●旅行エージェント(教育機関関係者を含む)招請・広告支援の実施

訪日旅行に意欲的な旅行エージェントを九州へ招請し、視察を行ってもらうとともに、九州向け商品の共同広告を行うことで、九州の多彩な観光資源を一般消費者に幅広く情報発信し、訪日旅行の目的地として九州を強く意識付ける。



●現地旅行博への出展

ビジット・ジャパン本部事業として出展を予定している、各市場の旅行博に出展し、九州を印象付ける。



●個別テーマに基づく交流促進

教育、スポーツ、文化、医療等のテーマの下、青少年・中高年層・富裕層等をターゲットに国際交流と誘客促進を図る。



補助金等制度名称	観光圏整備事業
目的・概要	<p>観光立国の実現に向けて国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏を形成することが必要である。このため、地方自治体が、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者と連携して作成する「観光圏整備計画」に基づき、協議会が実施する地域の活性化の取組を支援する。</p> <p>観光圏一複数の観光地の連携により観光旅客の来訪・滞在を促進する地域。</p>
対象者	<p>下記事業(1)、(4):観光圏整備事業を実施しようとする者 下記事業(2):都道府県、市町村</p>
補助対象事業	<p>(1)旅行業法の特例 ……ホテル・旅館による着地型旅行商品の販売</p> <p>(2)農山漁村活性化法の特例 ……農山漁村活性化プロジェクト支援金の交付 (詳細については、P21 農-1を参照して下さい。)</p> <p>(3)社会資本整備についての国の配慮 ……景観整備、案内標識等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮</p> <p>(4)その他の支援の支援 ……国際観光ホテル整備法の特例、共通乗車船券、認定観光圏案内所</p>
補助金額・補助率等	<p>国土交通省の補助金・交付金等の支援措置はなく、観光圏整備法に基づく特例措置のみ。</p>
手続き等	<p>①「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく協議会を設置。</p> <p>②協議会における協議結果に基づき県又は市町村が「観光整備計画」を策定し、同計画に沿って観光圏整備事業を実施しようとする者が共同で「観光圏整備実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/seibi.html</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334</p>

観光圏整備事業

広域的な連携・役割分担による観光地づくりの成功事例を早期に構築するため、国内外からの観光客の2泊3日以上滞る滞在型観光が可能な「観光圏」の形成に向けた地域の関係者の連携による取組を支援。

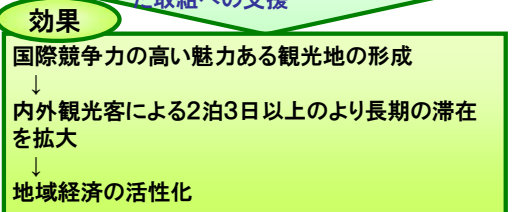
観光圏整備のイメージ



観光圏整備に対する支援

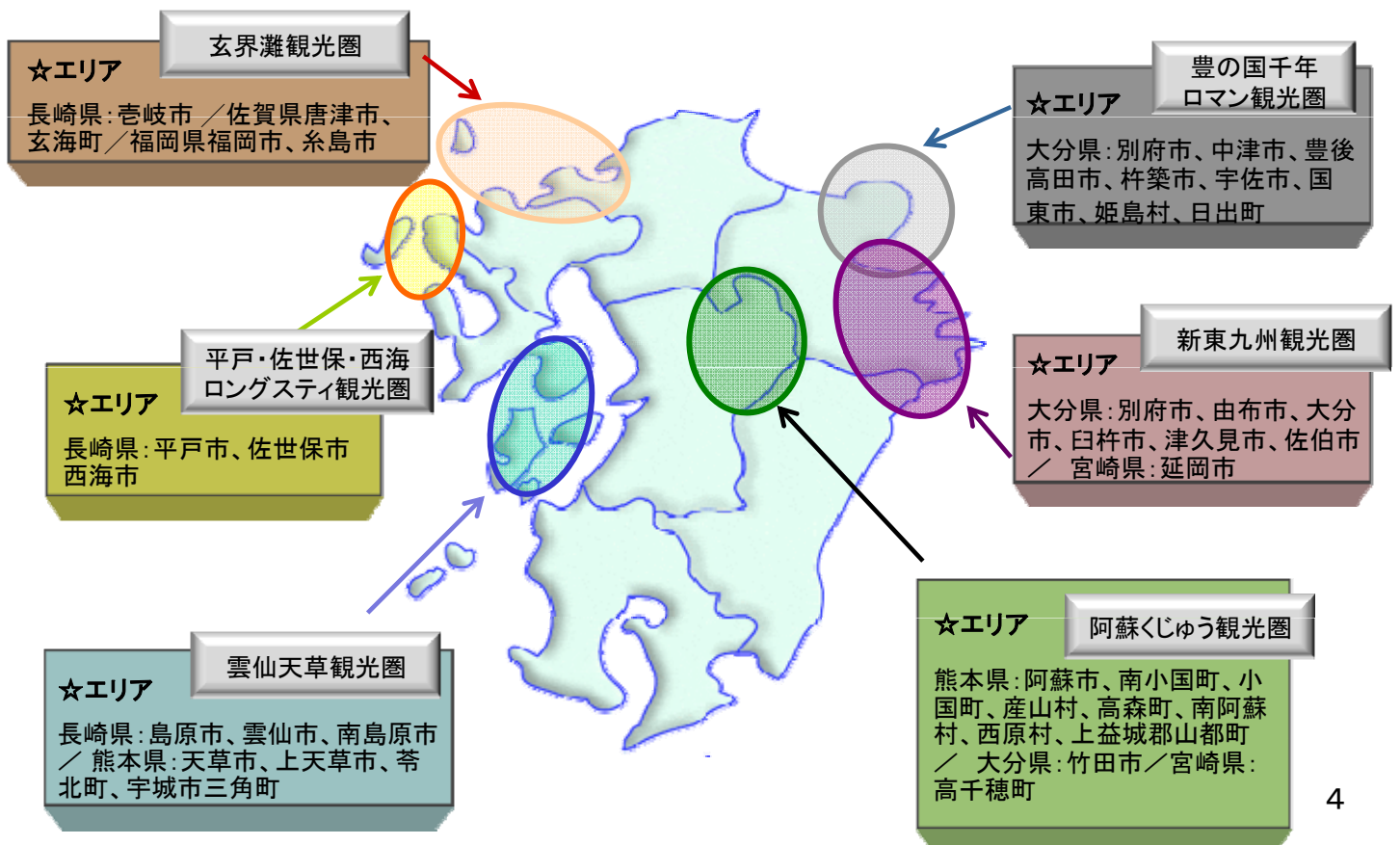
- 旅行業法の特例**
ホテル・旅館による旅行者代理業の特例
⇒宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、**宿泊客の滞在を拡大**
- 農山漁村活性化法の特例**
観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
⇒**農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実**
- 社会資本整備についての配慮**
社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
⇒**ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上**
- その他の支援**
 - ・宿泊施設の整備に係る貸付制度(財投)
 - ・共通乗車船券
 - ・認定観光圏案内所
 - ・国際観光ホテル整備法等の特例

観光旅客のニーズをふまえた取組への支援



九州における観光圏

- 九州各地で観光による地域づくりが進められており、九州新幹線全線開通による観光振興への効果を期待。
- 九州運輸局としても、地域が連携して2泊3日以上滞る滞在型観光を促進する「観光圏」整備を支援。



補助金等制度名称	観光地域づくりプラットフォーム支援事業
目的・概要	観光産業だけにとどまらず、地域の幅広い関係者（農林水産業、商工業、行政、NPOなど）が参加し、地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐワンストップの窓口組織である観光地域づくりプラットフォームの形成による観光圏の整備を図り、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進により地域の活性化を推進することを目的としている。
対象者	<p>(1) 設立準備段階・・・観光圏整備法に基づき組織された協議会</p> <p>(2) 運営初期段階・・・法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」</p>
補助対象事業	<p>(1) 設立準備段階 観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等をワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助</p> <p>(2) 運営初期段階 認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助</p>
補助金額・補助率等	<p>(1) 観光地域づくりプラットフォームの設立準備段階に係る経費補助補助額は、上限500万円。</p> <p>(2) 観光地域づくりプラットフォームの運営初期段階に係る経費補助補助率は、補助対象事業に係る個別事業毎の補助対象経費5分の2以内（1円未満端数切り捨て）として、積み上げ合計すること。 補助対象事業となる単年度の総事業費は、概ね2,500万円以上の事業規模を想定しています。</p>
手続き等	<p>補助対象事業とされる内容は、応募書提出時に観光圏整備法第8条第3項に係る観光圏整備実施計画の認定を受けているもの又は変更認定申請中のものに限る。</p> <p>平成24年度は公募済み。 http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/platform.html</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334</p>

観光地域づくりプラットフォーム支援事業

観光圏において、様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援していく。

観光地域づくりプラットフォームのイメージ

観光地域づくりプラットフォーム

- ・地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐ窓口組織。
- ・観光産業だけにとまらず、地域の幅広い関係者(農林水産業、商工業、行政、NPOなど)が参加。

市場(含 旅行代理店、旅行者、消費者 等)

観光地域づくりプラットフォーム

(組織形態は、NPO、LLC、株式会社 等)

LLC: (Limited Liability Company) 合同会社

支援制度の概要

(1) 設立準備段階(1か年)
観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等をワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助

- ・補助対象事業: 計画策定(ワークショップ開催等)
- ・補助対象者: **観光圏整備法に基づく協議会**
- ・補助額: 500万円(定額補助)

(2) 運営初期段階(原則2か年)
認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助

- ・補助対象事業: 商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査
- ・補助対象者: **法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」**
- ・補助額: 事業費の4割

観光地域づくりプラットフォームの例

(株)とみうら(南房総市)

- 平成5年4月「道の駅とみうら・枇杷倶楽部」の運営母体として、旧富浦町(現南房総市)の100%出資により発足
- 資本金: 7500万円
- 売上高: 6億7452万円(平成19年10月～平成20年9月)
- 売上内訳: 商品売上: 81% 観光売上: 18.1% 業務委託収入: 0.9%
- 「道の駅とみうら・枇杷倶楽部」の飲食・物販事業の実施
- 小規模農園や食事会場等を束ねて着地型旅行商品化して販売

一括受発注システム



(株)南信州観光公社(飯田市)

- 平成13年1月、飯田市を中心とした5市町村と10企業・団体の出資により設立(資本金: 2965万円、株主: 14市町村と21企業)
- 売上額: 約2億円
- 売上内訳: 教育旅行: 80%、視察・研修: 20%
- 14市町村の**修学旅行を中心とした体験観光の受け入れ**について、一元的な窓口業務を実施。

体験観光の一元的窓口



NPO法人 ハットウ・オンパク(別府市)

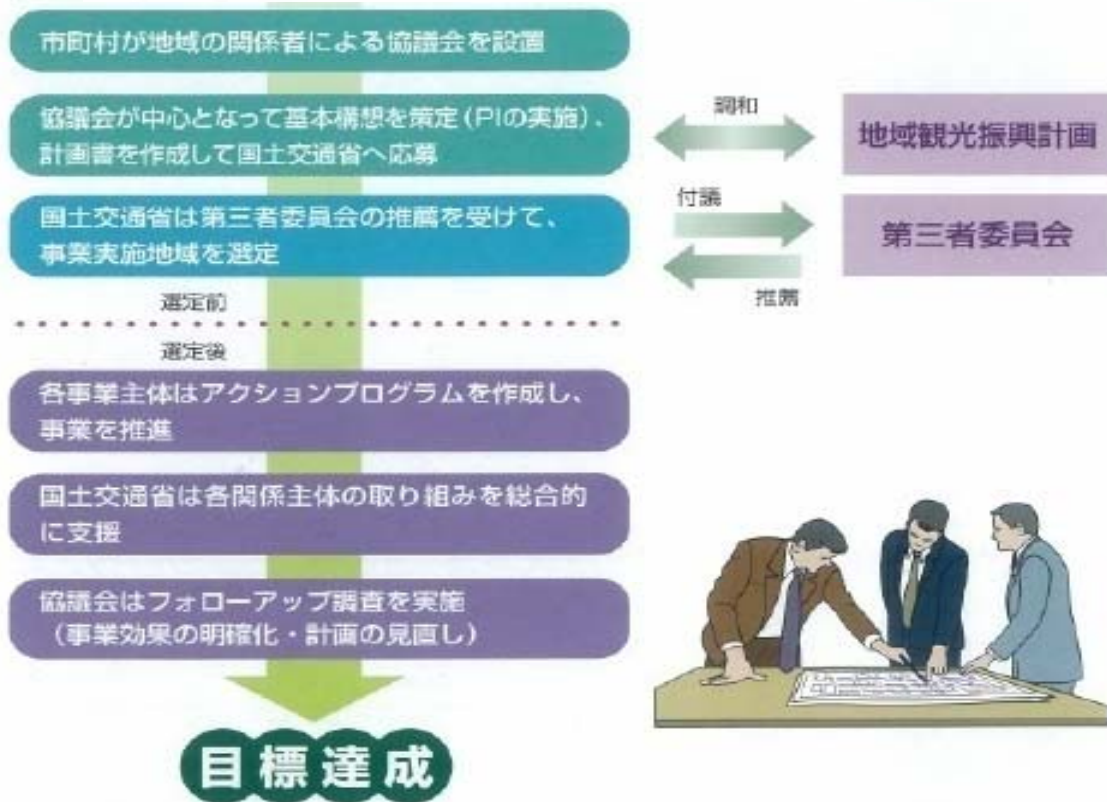
- 平成16年9月オンパクの運営を目的に設立
- 売上額: 7000万円(平成20年度)
- 売上内訳: 地域づくり(オンパク)事業: 70% 旅行事業: 15% : 出版事業15%(平成20年度)
- 毎年5月、**温泉を活用した体験型プログラムを集中的に提供する「別府八湯温泉泊覧会(オンパク)」を開催。**他地域へのノウハウ提供ビジネスが収益源。(現在10地域に展開)

体験プログラムを集中的に実施



補助金等制度名称	観光地域づくり実践プラン
目的・概要	<p>地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、観光を軸とした地域の幅広い関係者が連携した地域づくり(観光地域づくり)の取組みを推進する必要があることから、ハード・ソフト一体となった計画に対して、国の所管の施策や事業により支援する。</p> <p>実践プランには、次の観光圏準備型と観光圏整備支援型がある。</p> <p>1)観光圏準備型 観光地域づくりの立ち上げ段階において関係主体がハード・ソフト問わず、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。</p> <p>2)観光圏整備支援型 「観光圏整備計画」を公表(又は公表を予定)している地域が社会資本整備と連携し、より効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。</p>
対象者	<p>「観光地域づくり」を実施しようとする市町村は、関係者からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくり実践プラン計画書」を作成。(応募申出の段階で「協議会」が設置されている必要はない。)この「協議会」は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たすものであること。</p> <p>なお、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(以下、観光圏整備法)第5条第1項の協議会が組織されている場合には、本協議会を持って協議会と見なす。</p>
対象事業	観光圏の形成を図ろうとする単独のまたは複数の市町村もしくは都道府県を対象に、地域が行う魅力ある景観形成等の観光地づくりの取組み。
交付要件	—
補助金額・補助率等	金銭的支援は無く、地域が行う魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組みを国土交通省が所管の事業や施策により総合的・重点的に支援。
手続き等	観光圏準備型、観光圏整備支援型ともに応募期間は定めていないので、随時行なうことができる。
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334 九州地方整備局企画部企画課 電話 092-471-6331 FAX 092-476-3462</p>

観光地域づくり実践プランの進め方

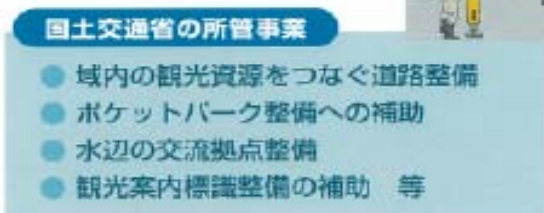


観光地域づくり実践プランのしくみ

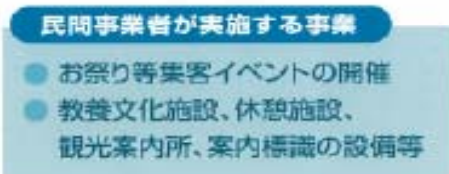
ポイント1 地域の自助努力による観光地域づくりを後押しします。



ポイント2 国土交通省は各関係主体の取り組みを総合的に支援します。



ポイント3 民間事業者が実施する事業との連携を図ります。



補助金等制度名称	地域公共交通確保維持改善事業
目的・概要	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。
対象者	交通事業者及び協議会など
対象事業	<p>① 地域公共交通確保維持事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的・幹線的バス路線や幹線交通と密接な一定の地域内バス・デマンド交通の運行について支援 など ・島民の生活に必要な離島航路・航空路の運行を支援 など <p>② 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のバリアフリー化、ICカード導入・LRTなど利用環境の改善等を一体的に支援 ・地域鉄道の安全性向上のための設備整備等を支援 <p>③ 地域公共交通調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査等を支援
交付要件	国土交通大臣の認定が必要です。
補助金額・補助率等	各事業により補助率が異なりますが、予算の範囲内において、1/2、1/3、定額などとなっています。
手続き等	<p>各事業により異なります。</p> <p>* 地域公共交通確保維持改善事業の活用には、協議会における関係者の議論と、生活交通ネットワーク計画等の策定が必要です。</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部交通企画課 電話 092-472-2315 FAX 092-472-2334</p> <p>※その他、交通支援メニューは、九州運輸局のホームページのトップページの左側「おすすめ情報(交通支援メニュー)」に掲載してありますので、ご確認願ひ、また、アドレスは以下のアドレスとなっております。</p> <p>http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/guaide/body.htm</p>

① 地域公共交通確保維持事業

- ・存続が危機に瀕している生活交通ネットワークを、地域のニーズを踏まえた最適な形で確保・維持
- ・事後的な補填方式から、事前算定方式に変更

陸上交通

- ・従来の補助要件を緩和し、広域的・幹線的バスの運行を支援
- ・幹線交通と密接な一定の地域内バス・デマンド交通の運行についても支援



離島航路

- ・島民の生活に必要不可欠な離島航路、航空路の運航を支援
- ・島民を対象とした運賃引き下げも加味した支援も実施
- ・離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための船舶建造等を支援



② 地域公共交通バリア解消促進等事業

公共交通のバリアフリー化、利用環境の改善等を一体的に支援

バリアフリー化

- ・ノンステップバス、福祉タクシーの導入を支援
- ・旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援



利用環境の改善

- ・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援



地域鉄道の安全性の向上

- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援



③ 地域公共交通調査事業

地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査等を支援

☆ 地域の計画

生活交通ネットワーク計画

陸上交通※

地域間幹線系統
確保維持計画
(3年計画)

協議会or都道府県等

地域内フィーダー系統
確保維持計画
(3年計画)

協議会or市町村等

離島航路※(航空路)

離島航路確保維持計画
(3年計画)

協議会or都道府県等

バリア解消促進等事業

生活交通改善事業計画

都道府県主催協議会

or

市町村主催協議会

or

事業単位協議会
(駅、空港等)

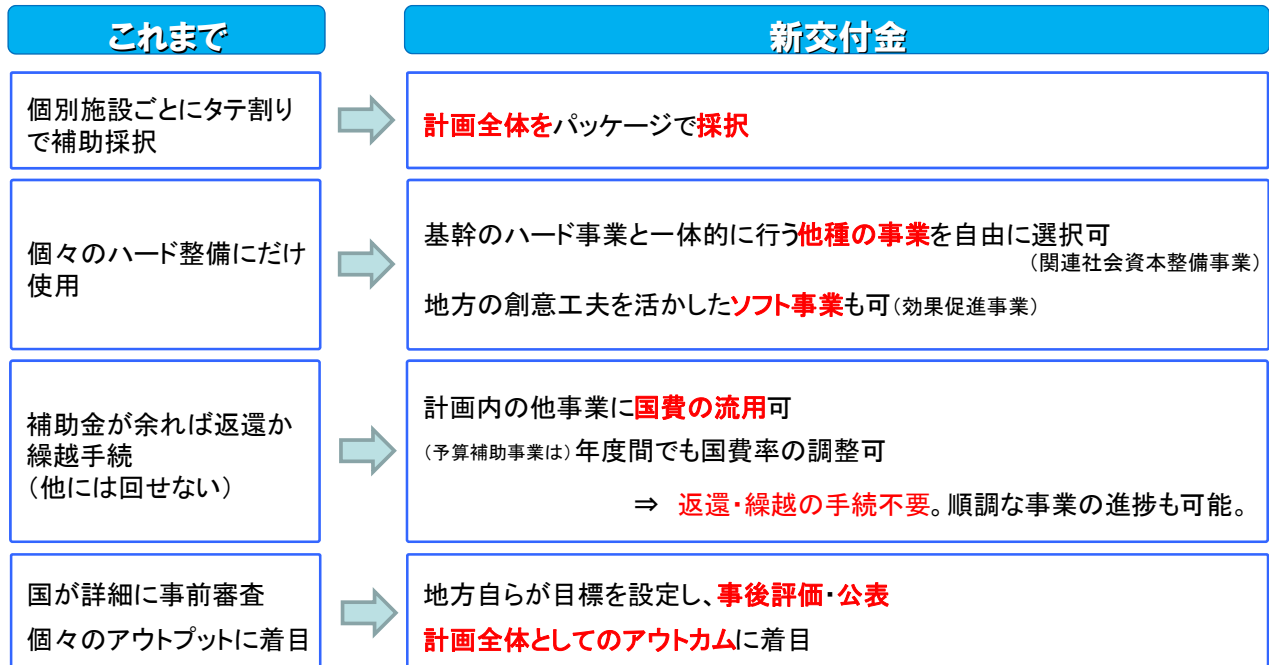
※陸上交通・離島航路確保維持事業は、県・市町村がともに参加した協議会での議論が必要

整-1 社会資本整備総合交付金

補助金等制度名称	社会資本整備総合交付金
目的・概要	<p>①当交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されました。</p> <p>②地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的としています。</p> <p>③活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画(以下「整備計画」という。)に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援します。</p>
対象者	地方公共団体等
対象事業	<p>①基幹事業 地方公共団体等が作成する整備計画の目標を実現するため、基幹的な事業として実施する次の政策分野ごとの事業です。 ＜基幹事業＞ 道路、港湾 治水、下水道、海岸 都市公園、市街地整備、広域連携、 従来のまちづくり交付金対象事業 住宅、住環境整備 等</p> <p>②関連社会資本整備事業 基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業です。</p> <p>③効果促進事業 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等。ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除きます。 全体事業費の20/100を目処とします。</p>
交付要件	<p>①地方公共団体等は、計画の目標や目標達成のために必要な交付対象事業等を記載した整備計画を作成し、整備局等を経由して大臣に提出ください。</p> <p>②国は毎年度、交付金事業者から提出される当該年度の実施に関する計画等に基づき交付額を決定し、交付金を交付します。</p>
補助金額・補助率等	現行の事業で適用される国費率が基本となります。 (対応する事業がない場合は1/2)
手続き等	<p>①整備計画を提出します。(交付期間は概ね3～5年)</p> <p>②当該年度の実施に関する計画等を提出します。</p> <p>③国からの交付金内定通知に基づき、交付申請手続きを行います。 (後に交付決定)</p> <p>http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000899.html</p>
問い合わせ・申請先	九州地方整備局 企画部 企画課 事業調整・連携係 広域計画課 計画調整係 電話 092 471-6331(代)

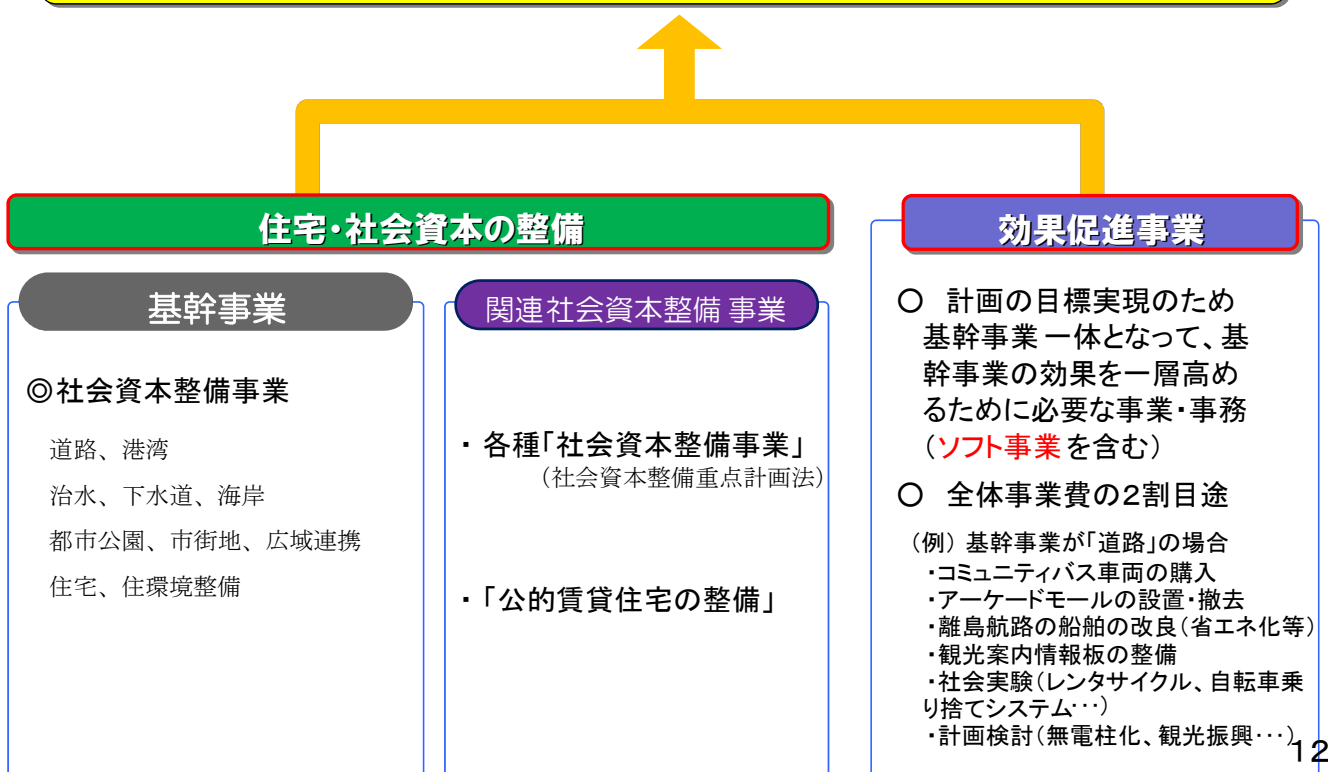
ポイント

- ◇ 地域が抱える **政策課題** を自ら抽出して整備計画で **明確化**
- ◇ 地域が設定した**具体的な政策課題の解決** のため、**ハード・ソフト** の両面から **トータル支援**
- ◇ 地方公共団体の **自由度** を高め、**使い勝手** を向上



多様な事業を総合的にバックアップ

整備計画に掲げる政策目標の達成 (成果指標で事後評価)



<p>補助金等制度名称</p>	<p>かわまちづくり支援制度</p>
<p>目的・概要</p>	<p>観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての知恵を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るための制度です。</p> <p>民間事業者が河川敷地を利用する際に、河川占用許可準則の特例措置を行うなどの河川管理者としてのソフト支援や、まちづくりと一体となった水辺整備などのハード支援を行います。</p>
<p>対象河川 (推進主体)</p>	<p>当該市町村等の一級河川、二級河川及び準用河川 (市町村及び河川管理者) (市町村を構成員に含む法人格なき協議会及び河川管理者)</p>
<p>認定要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の景観、歴史的、文化的環境及び観光に資する整備等の関連において、歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 ② 都市再生整備計画、地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等においてまちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 ③ 地方の元気再生事業、環境モデル都市など、国として積極的に支援を行っている地域活性化施策に関連して良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 ④ 市町村が水辺空間と一体となったまちづくりを行うために、自らが一連区域における整備を計画し良好な水辺空間形成のための諸活動がなされている等、市町村及び地域住民の水辺空間整備、及び利活用について熱意が高い河川。
<p>手続き等</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①かわまちづくり計画の認定を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成します。「かわまちづくり」計画に定める内容は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺とまちづくりに関する基本方針 ・支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策) ・その他特筆すべき事項 ②申請書作成し、河川局長あてに提出します。 ③認定後、事業の推進(ソフト・ハード)に当たり、河川管理者が支援・助言します。 <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kisyahappyou/h22/110331/index1.pdf</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州地方整備局河川部 河川環境課 調査係 電話 092-471-6331(代)</p>

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

○事業概要

ソフト支援:

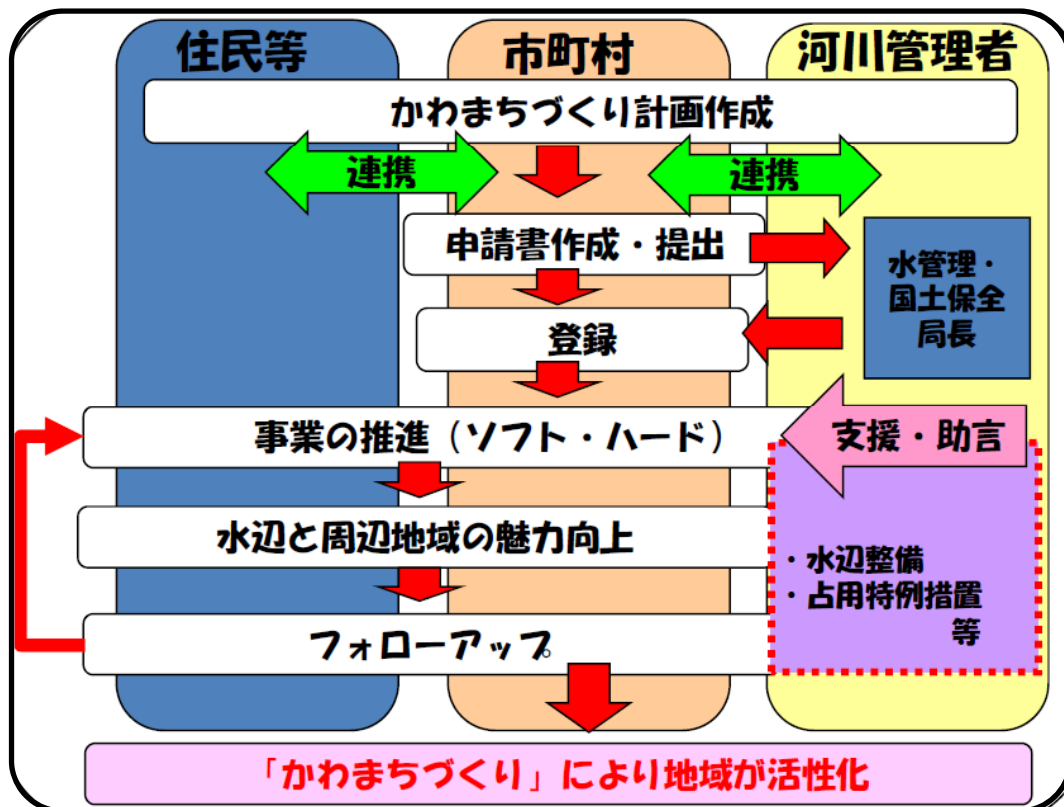
- ・民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度(都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)等を活用
- ・河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード支援:

- ・まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援。



管理用道路をフットパスとして活用(最上川)



- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

図:かわまちづくりの流れ

※かわまちづくり支援制度の改正(H22.4)の主な改正点

- ・ハード支援の内容を、**治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備**とする(レクリエーション性の高い施設は自治体により整備)
- ・かわまちづくり支援制度への認定制度から、**登録制度**へ変更

整-3 九州みなとオアシス

補助金等制度名称	九州みなとオアシス
目的・概要	<p>みなと周辺の施設やスペースを活用して、地域住民の参加による継続的な地域振興活動が行われる拠点及び地区を「九州みなとオアシス」として認定する制度です。</p> <p>みなと周辺の地域振興、地域活性化に貢献できる団体が申請を行った「九州みなとオアシス」に対し、九州地方整備局長が認定し、登録を行います。</p>
登録申請者	<p>「みなとオアシス」は、みなと周辺の地域振興、地域活性化に貢献できる以下の団体が申請可能です。</p> <p>① 県 ② 港湾所在市町村 ③ 市町村の推薦を受けた「みなとオアシス」を設置するにふさわしい団体</p>
認定要件	<p>① 地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化に資する施設であること ② 地域情報や観光情報を発信する機能があること ③ 駐車場や清潔な便所等の施設があること ④ 地域住民や観光客が交流できる広場があること ⑤ みなとの賑わいを創り出す活動が、地域住民参加の下で継続的に行われていること</p>
主な支援施策	<p>① みなとオアシス標章の無償使用(全国共通) ② みなとオアシスのシンボルマークの使用(九州独自) ③ 国土交通省、地方整備局、みなとオアシスのホームページによる広報 ④ 公的地図掲載への掲載支援、関係機関との調整等 ⑤ 運営に対する人材支援、情報提供等</p>
手続き等	<p>九州みなとオアシスホームページより、手続きフロー及び登録要綱を確認したうえで、必要様式をダウンロードしてください。必要事項を記載し郵送で送付してください。 (九州みなとオアシス http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/oasis/index.html)</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 電話 092-418-3379 FAX 092-418-3037</p>

8つの認定済のみなとオアシスについて

みなとオアシス	地区	特徴
みなとオアシス かんたん港園	大分港 西大分地区	古い倉庫を若手商人育成の場(チャレンジショップ)・貸し会議室として活用している。他に食の祭(フードフェスタ)等開催している。
みなとオアシス からつ	唐津港 東港地区	「唐津みなとまちづくり懇話会」(住民・行政等が参加)が中心となり、松の植栽や各種イベント等の取組を実施している。
みなとオアシス 鹿児島	鹿児島港 本港区	桜島が一望できる緑地空間は人々の憩いの場に。ドルフィンポートや水族館など集客施設が充実している。
みなとオアシス 五島福江	福江港 大波止地区	地元芸能や地元の食材を活かしたイベント「ばらもんフェスタ」を開催している。他に五島列島夕焼けマラソン等開催している。
みなとオアシス 別府港	別府港 石垣地区	関西汽船旅客ターミナル内のスペースを活用し、料理教室等イベントを定期的に開催している。
みなとオアシス 津久見	津久見港	つくみん公園で、つくみ港祭り・扇子踊り大会など数多くのイベントを開催している。普段は親子連れで賑わっている。
みなとオアシス むなかたおおしま	大島港	大島海洋体験施設「うみんぐ大島」では海に関する多くの体験メニューがあります。歴史的遺産群や玄界灘の周囲の島々を堪能しながらのウォーキング・サイクリングが楽しめるなど自然環境を活かした観光・レジャースポットとして注目を集めています。
みなとオアシス 天草牛深	牛深港	観光の拠点となる海彩館や芝生広場があり各種イベントが開催されています。また、牛深ハイヤ大橋は、自然景観と調和した世界に類をみない美しい橋で牛深観光のメインスポットとなっています。



補助金等制度名称	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
目的・概要	<p>・各地域の個性や強みを活かした自発的な地域づくりにより、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の投資や活動の効果を最大限に引き出して、民間の設備投資等と基盤整備を一体的に行うことが必要です。</p> <p>このため、地方公共団体が行う社会基盤整備について、民間の意志決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく、構想段階から事業実施段階への円滑活速やかな移行を推進するための調査経費を支援を行います。</p> <p>また、東日本大震災を教訓に災害時に孤立するおそれのある地域等において、再生可能エネルギーを用いて電力の確保等を図るために必要な経費を支援を行います。</p>
対象者	都道府県、市町村等
対象事業要件	<p>(1)補助対象事業は、基盤整備事業を推進するために必要な調査であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>①国土形成計画法(昭和26年法律第205号)に基づく広域地方計画等において定められた方針、目標、施策に調和したものであること。</p> <p>②地域の住民等の意見を反映するための手続きを経て策定された広域的な地域活性化に関する戦略の実現に資する基盤整備事業であって補助対象者が行うものに関するものであること。</p> <p>③民間事業者等が行う事業活動と一体的に基盤整備事業を推進することにより、効果的・効率的な基盤整備事業の実施が図られること。</p> <p>④基盤整備事業の実施段階においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業等として実施が可能なものであること。</p> <p>(2)国土交通省所管の補助金等に係る他の予算科目により補助の対象となる内容の調査に対しては、本補助金を充当しないものとする。</p>
補助金額・補助率等	補助 1/2
手続き等	<p>①国土交通省が、地方公共団体の担当窓口に対し、調査費の要求調査を実施します。</p> <p>②調査費を要望する地方公共団体から、国土交通省へ調査計画書を提出してください。</p> <p>③国土交通省にて要件への適合確認及び所要の調整後、地方公共団体に調査費を配分します。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html</p>
問い合わせ・申請先	九州地方整備局 企画部 企画課 事業調整・連携係 電話 092 471-6331(代)

○官民連携による観光活性化のための 基盤整備推進支援事業

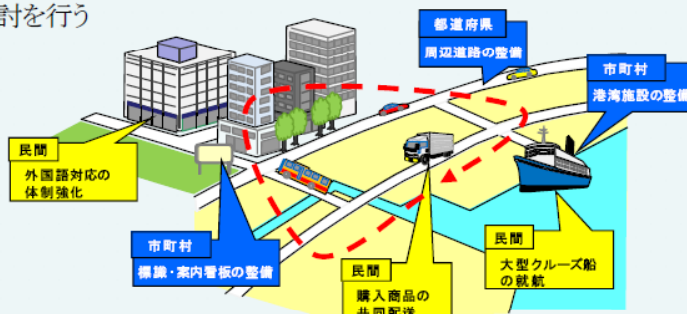
平成24年度予算額
: 727百万円

- 【事業内容】 (1) 各地域の個性や強みを活かし、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の設備投資等と官による基盤整備を一体的に行うことが必要である。このため、地方公共団体が行う社会基盤整備について、民間の投資や活動と一体的に行うことを推進するための計画策定経費を支援する。
・その事業化に向けた必要な検討(基礎データ収集、需要予測、概略設計等) <調査費>
- (2) また、東日本大震災を教訓に、災害時に孤立するおそれのある地域等において、公共土木施設に再生可能エネルギーを導入して電力の確保等を図るために必要な経費を支援する。
具体的には、官民が連携し、地域の防災能力向上(災害時の電力確保等による減災対策)等を図るための
・公共土木施設への再生可能エネルギー導入に必要な検討<調査費>
・公共土木施設への再生可能エネルギー導入に係る(設備の設置を伴う)実証<実証実験>
- 【支援内容】 ・配分先: 都道府県・市町村(補助)
・補助率: 補助1/2

【事業イメージ】

(1) 基盤整備事業の事業化検討調査例

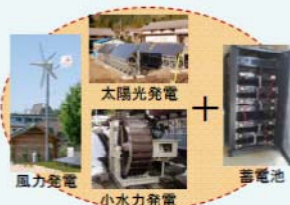
- 海外からの大型クルーズ船の就航と合わせ、港湾施設の整備や周辺道路、標識や案内看板等の整備に向け、基礎データ収集、需要予測、配置計画の検討を行う



(2) 再生可能エネルギー導入に係る調査及び実証実験例

○ 再生可能エネルギー施設等の組合せの検証

- 都市公園に太陽光パネル等を設置し、発電量の実測値を収集。最適な組み合わせの検証や、今後導入を進めるにあたっての課題を検証する。(太陽光、蓄電池等のメーカー、大学等と連携)



○ 電力融通の検証

- 公共土木施設に充電インフラを導入し、次世代自動車搭載蓄電池を活用した公共土木施設向け電力供給の可能性を実証する。(自動車メーカー等と連携)

◎平成23年度事業

- ・博多港における交流・交通機能高質化方策検討調査[直轄: 港湾空港部]
- ・博多港における海の観光・交流ゲートウェイづくり[補助: 福岡市]

補助金等制度名称	民間まちづくり活動促進事業
目的・概要	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助し、民間の自立的な事業展開の支援を行います。
対象者	地方公共団体 都市再生整備推進法人、土地所有者、協議会等 (※支援メニューにより対象者は変わります)
対象事業	<p>①まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援 法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画の提案素案 ・都市利便増進協定、歩行者経路協定の案 等 <p>エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整 ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動 <p>②社会実験・実証事業等支援 都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等 <p>まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント 等
交付要件	<p>①国策性の高い次の地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域 ・認定中心市街地活性化基本計画区域及び予定区域 等 <p>②地域課題等に対応する必要がある次の地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域 等
補助金額・補助率等	<p>(※支援メニューにより補助率は変わります)</p> <p>【直接補助】 補助率:1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)</p> <p>【間接補助】 補助率:1/3以内(かつ、地方公共団体負担額以内)</p>
手続き等	<p>①募集(地方公共団体経由、ホームページ)、申請</p> <p>②要望内容の確認、審査</p> <p>③内示通知、交付申請(後に交付決定)</p> <p>平成24年度募集 http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000060.html</p>
問い合わせ・申請先	九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係 電話 092 471-6331(代)

民間まちづくり活動促進事業は、以下のような多様なまちづくり活動に活用できます。

民間の担い手による多様なまちづくり活動の例

○空き地・空き店舗等の活用促進

- ・空き店舗活用（テナント誘致等）



- ・公的空間の利活用



○まちづくりに関する協定策定

- ・都市利便増進協定の策定
- ・歩行者経路協定の策定



○協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場等の整備 等



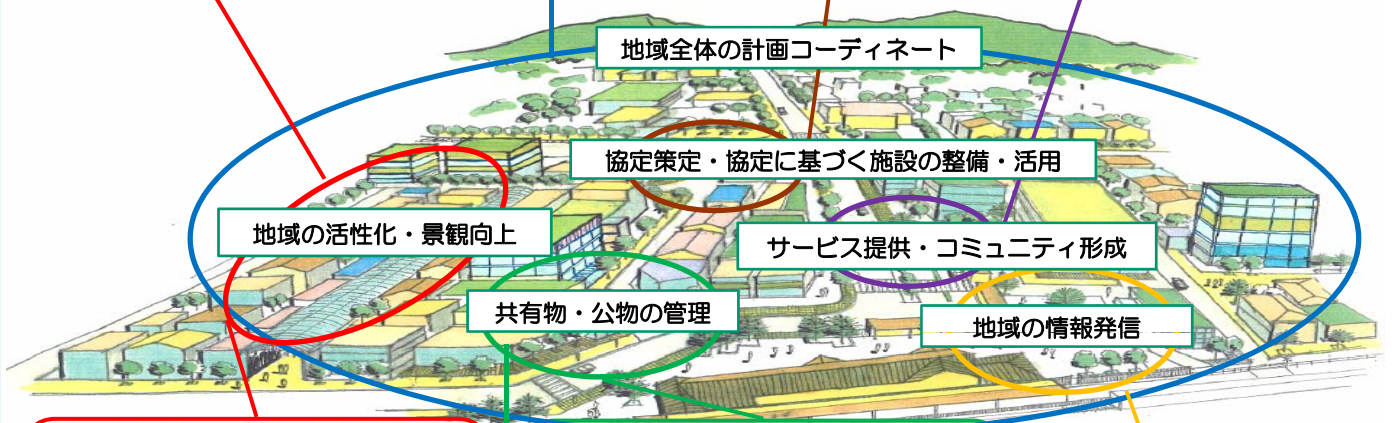
○地区のビジョン策定 ○街並みの規制・誘導等

- ・景観形成ルール、ガイドライン策定
- ・建築・景観協定案作成、運用



○地域の利便性の向上・生活支援サービス提供

- ・コミュニティバスの運営



○地域の快適性の維持・向上

- ・高質空間の形成（ストリートファニチャー、モニュメント、緑化施設等を設置）と管理

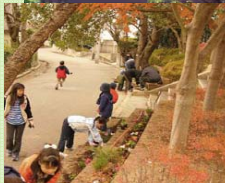


- ・屋外広告物の管理

- ・地域の美化緑化活動の推進
- ・迷惑駐車、迷惑駐輪の防止活動

○公物の維持管理

- ・公園や河川敷等の管理
- ・道路や緑地の管理



- ・コミュニティセンター等の公共公益施設の維持管理

○共有物等の維持管理

- ・公開空地等の共用空間の一体的な管理
- ・集会所等の共有施設の維持管理



- ・ビル等の資産管理
- ・広場、駐車場等の共有地の維持管理

○地域のPR・広報

- ・オープンカフェ
- ・地域イベントの開催



- ・ホームページや広報誌等による情報発信
- ・地域のプロモートイベント（イルミネーション等）の開催
- ・地域に関するシンポジウムの開催

補助金等制度名称	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
目的・概要	地方公共団体(市町村)が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国はその実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。
対象者	交付先:市町村 事業実施主体:市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体など
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業の振興その他就業機会の増大 地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設などの整備を支援します。 2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保 良好な生活環境に必要な、簡易な給水・排水施設の整備、農業集落の防災安全施設などの整備を支援します。 3. 都市等との地域間交流の促進 市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業などの技術取得のための研修施設などの整備を支援します。 4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業など
交付要件	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領 別表の要件類別(事業)ごとの要件等欄に定めるとおりです。
補助金額・補助率等	定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3(沖縄県2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10)以内
手続き等	農林水産省ホームページをご覧ください www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project
問合せ先・申請先	<p>問合せ先:九州農政局農村計画部農村振興課地域連携指導係 電話 096-211-9653 FAX 096-211-9812</p> <p>申請先:農林水産省農村振興局整備部農村整備官 農山漁村地域活性化支援室 電話 03-3501-0814</p>

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



都市

- ・団塊の世代の大量退職
- ・心の豊かさの重視

- ・情報不足の解消
- ・人的ネットワーク不足の解消
- ・活用施設の不足の解消



農山漁村

- ・活力の低下
- ・暮らしやすさ、過ごしやすさ

・観光者等の一時的・短期的滞在

直販施設



農山漁家所得の向上

地域産物販売・提供施設



パート雇用の創出

自然環境活用施設
(釣り施設)



管理人の雇用

交流

漁村体験学習施設



漁船操縦者の公募

木材加工実習施設



後継者育成

- ・年に1~3ヶ月程度の滞在
- ・平日は都会、休日は農山漁村

クラインガルテン
(滞在型市民農園)



自家製の収穫物栽培による農業への関心

森林浴歩道



自然の魅力体感

二地域間居住

地域資源活用起業支援施設
(ダイビング施設)



インストラクターの雇用

廃校・廃屋等活用施設



都市住民が休日滞在地域でボランティア

農山漁村への理解の増進

インターンの可能性

- ・移住、・I J Uターン
- ・既地域住民の安定

防災安全施設
(津波避難施設)



安全な地域づくり

定住

簡易排水施設



快適な生活環境づくり

電線地中化等により整備された町並み



都市と同様の社会基盤の下での生活・仕事

地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等)

農業生産施設(ハウス)



特用林産物生産施設



生産基盤整備



林内路網整備



船舶離着施設(待合所)



補助金等制度名称	知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち「地域ブランド活用観光促進事業」
目的・概要	地域ブランド農林水産物・食品、それらの加工施設等や地域食材を活用した特徴的な料理をはじめとした農山漁村の地域資源を活用し、観光客を呼び込むための取組を支援します。
対象者	農林漁業者、食品産業事業者、旅行者、宿泊業者、社団法人、財団法人、NPO法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、第3セクター等で地域ブランド農林水産物・食品等を活用し観光促進に取り組もうとする関係者により組織される団体及び、それらを代表する民間団体など
対象事業	<p>1. 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討 地域において、農林漁業者、食品事業者、観光業者等から構成される協議会を設置し、地域ブランド農林水産物等の地域資源を活用した観光促進の具体的な方策を開発・検討するとともに、これらを消費者観光客等に周知するための取組を支援します。</p> <p>2. セミナー開催等 1. で開発・検討された具体的な観光促進方策を幅広く紹介し、地域における農林漁業者等が観光促進に向けた環境整備の取組を積極的に行うことができるよう、セミナーの開催等を支援します。</p>
交付要件	知的財産戦略・ブランド化総合事業実施要領をご覧ください。
補助金額・補助率等	補助率：1/2 補助金の額：5,190千円以内(平成24年度)
手続き等	農林水産省ホームページをご覧ください。 www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku
問合せ先・申請先	問合せ・申請先 農林水産省食料産業局新事業創出課 電話 03-6738-6442(直通)

地域ブランド活用観光促進事業

地域ブランドである農林水産物・食品、それらの加工施設等や地元食材を活用した特徴的な料理をはじめとした農山漁村の地域資源等を活用し、国の内外からの観光客の誘致を促進することにより、我が国の農林水産業・食品産業の経営基盤を強化する取組を支援します。

背景・課題

- 地域ブランド農林水産物をはじめとした農山漁村の地域資源等を活用した観光客の誘致は、現地での食事や土産等の購入にもつながるため、農林水産業・食品産業の振興に不可欠です。
- 地域ブランド農林水産物等には高品質であっても、量が確保できず、大消費地に出荷できないものが多く存在します。それらの中には需要量の増加が見込めないため、後継者が生まれず高齢化とともに貴重な資源を失う危惧があります。我が国の魅力ある地域ブランド農林水産物等の価値を理解していただき、その付加価値を高め、さらに需要量増加を図るためには、消費者が産地に訪問することが重要です。

<主な内容>

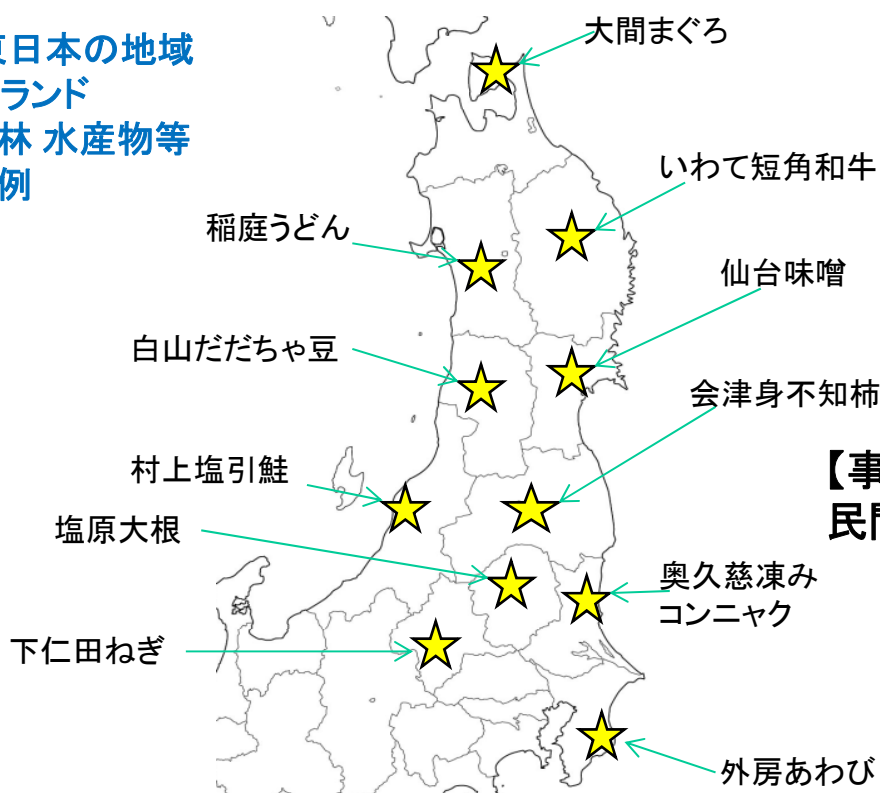
1. 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討

地域において、農林漁業者、食品事業者及び観光業者等から構成される協議会を設置し、地域ブランド農林水産物等の地域資源を活用した観光促進の具体的な方策を開発・検討するとともに、これらを消費者・観光客等に周知するための取組を支援します。

2. セミナー開催等

1で開発・検討された具体的な観光促進方策を幅広く紹介し、地域における農林漁業者等が観光促進に向けた環境整備の取組を積極的に行うことができるよう、セミナーの開催等を支援します。

○東日本の地域 ブランド 農林 水産物等 の例



【事業実施主体】
民間団体等

【補助率】
1/2

〔新商品、新サービス開発支援〕

経-1 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

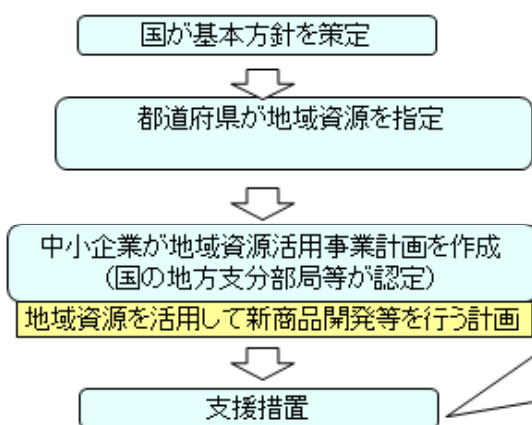
補助金等制度名称	新事業活動促進支援補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援事業)
目的・概要	地域の農林水産品等の地域資源を活用して新規性の高い新商品、新サービスの開発・販売に取り組む中小企業等に対し、必要な市場調査、試作品の開発、販路開拓活動等の取組に対し支援を行う。
対象者	中小企業地域資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者等
対象事業	中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた地域産業資源活用事業計画にそって行う、地域資源(農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの試作品づくりや販路開拓(展示会出展)等。
交付要件	地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発、展示会出展等にかかる経費の一部を補助
補助金額・補助率等	1件あたり3,000万円以内、補助率2/3以内
手続き等	平成24年度 募集期間 ・平成24年2月24日～平成24年3月16日 ※公募は終了。次回公募は未定。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話:092-482-5491 FAX:092-482-5396

「中小企業地域資源活用プログラム」の概要について

～地域の強みとなる地域資源を地域主導で掘り起こす取組を支援する施策パッケージ～

1. 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援 (域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

スキーム



支援措置

- 試作品開発等に対する補助金
- 設備投資減税
- 政府系金融機関による低利融資
- 信用保証枠の拡大
- 投資育成株式会社法に係る特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証 等
- (● 専門家等によるアドバイス等(ハンズオン支援))
- (● 中小機構・JETRO・国際観光振興機構による 販路拡大支援)

★ポイント

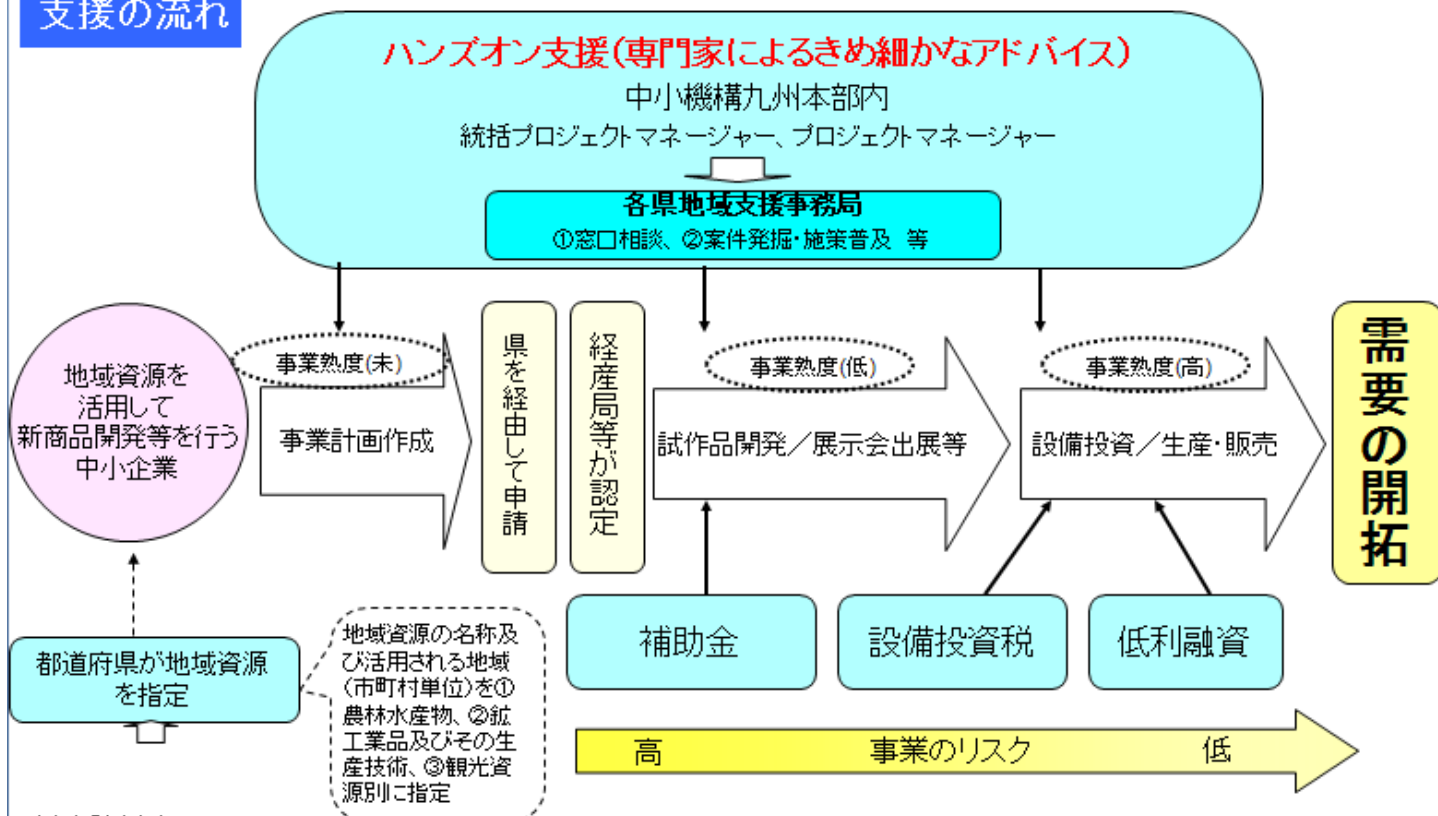
- 地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
- マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕組人。
- 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域力を結集。
- 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。

2. その他の支援 (地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等)

(●は予算事項)

- 「地域中小企業応援ファンド」(中小企業基盤整備機構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保)
- 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等

支援の流れ



(支援対象)

- 都道府県の指定する地域資源を活用した取組であること
- 地域資源の新たな活用方法を提示し、域外市場への需要開拓を図る取組であること

〔新商品、新サービス開発支援〕

経-2 農商工等連携対策支援事業

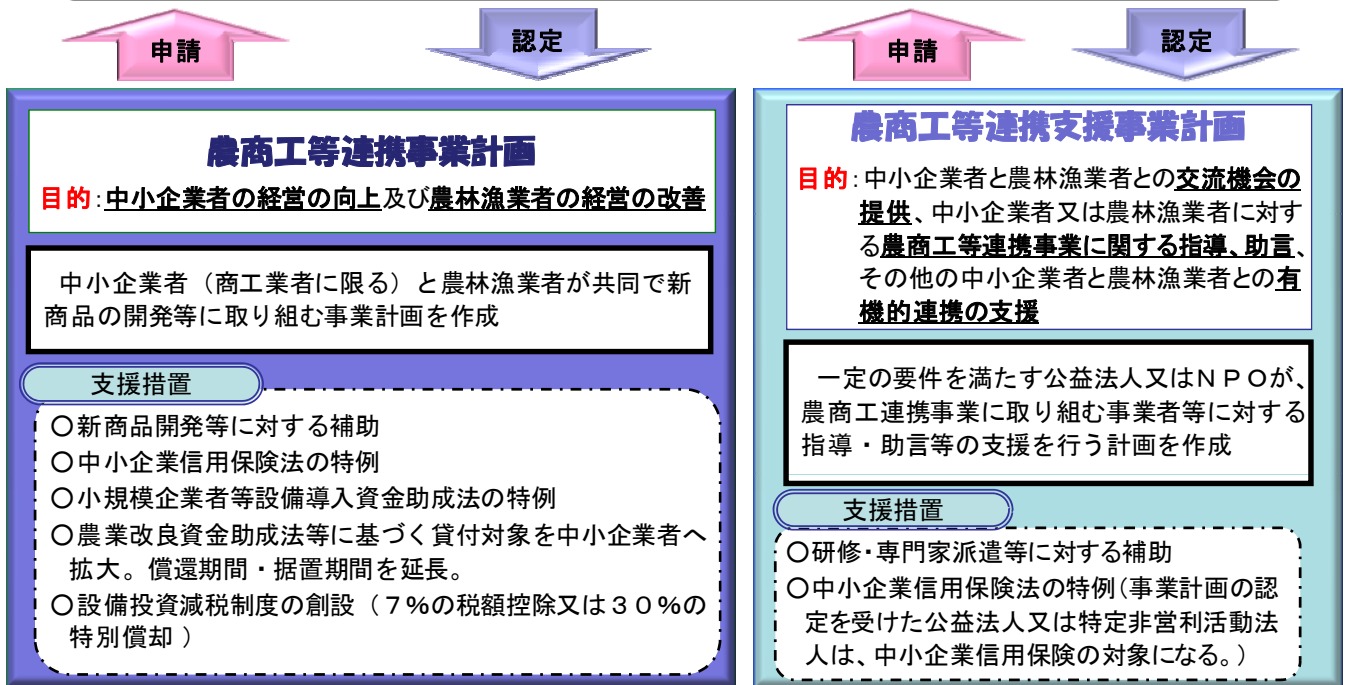
補助金等制度名称	新事業活動促進支援補助金(農商工等連携対策支援事業)
目的・概要	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業及び中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
対象者	(事業化・市場化支援事業) 農商工等連携促進法第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者かつ中小企業者 (連携体構築支援事業) 農商工等連携促進法第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人等
対象事業	(事業化・市場化支援事業) 農商工等連携促進法第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者かつ中小企業者が、当該計画に従って行う事業 (連携体構築支援事業) 農商工等連携促進法第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団法人等が、当該計画に従って行う事業
補助金額・補助率等	(事業化・市場化支援事業) 1件あたり計画期間中に3,000万円以内(試作開発を伴わないもの2,500万円以内)、補助率2/3以内 (連携体構築支援事業) 1件あたり500万円以内、補助率2/3以内
手続き等	平成24年度 募集期間 (事業化・市場化支援事業) ・平成24年2月24日～平成24年3月16日 (連携体構築支援事業) ・平成24年2月24日～平成24年3月16日 ※両事業とも公募は終了。次回公募は未定。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話:092-482-5491 FAX:092-482-5396

農工商等連携促進法が支援する二つの事業スキーム

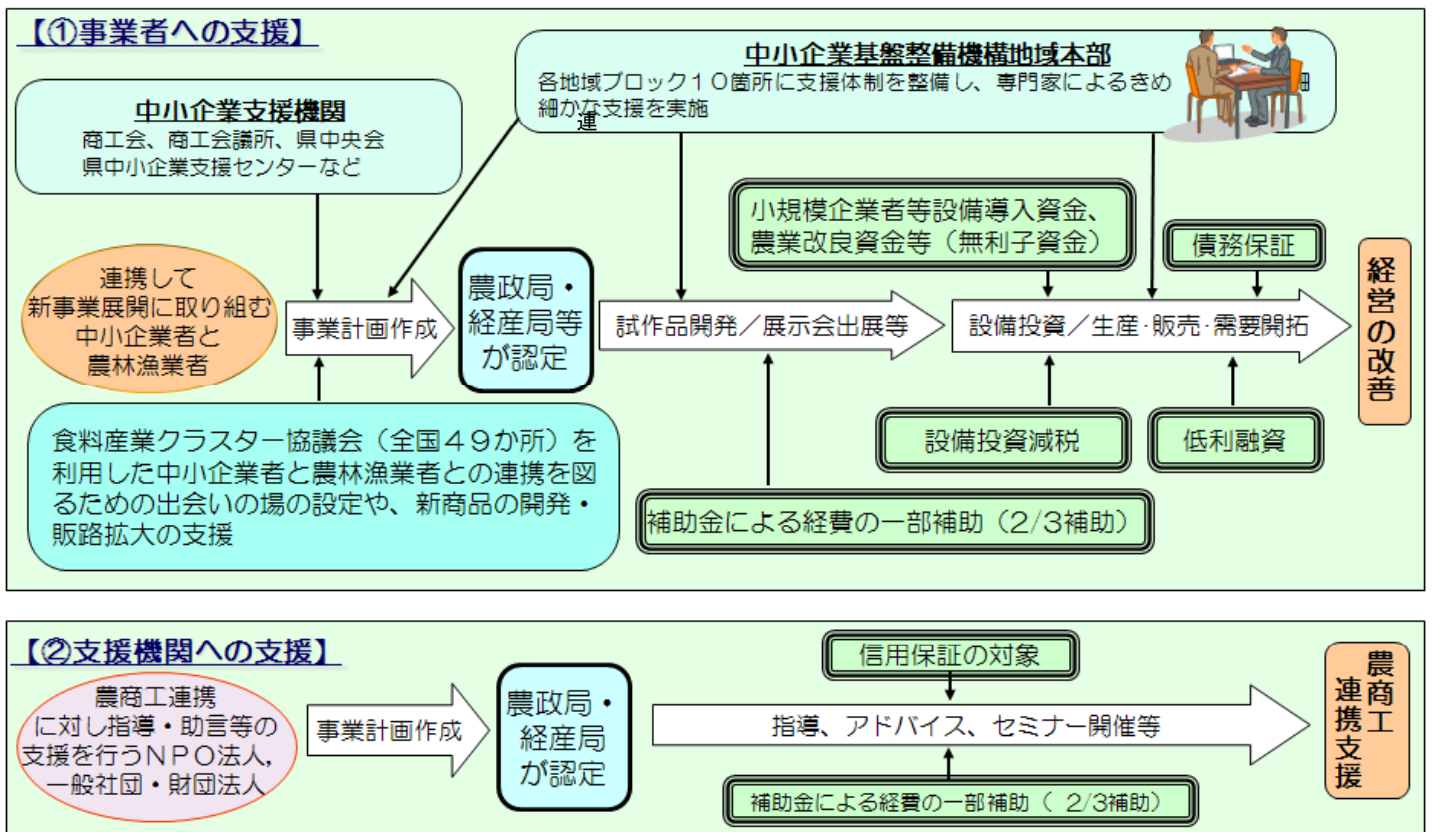
基本方針

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が、

農工商等連携事業・支援事業の認定基準等を策定



農工商等連携促進法における支援の流れ



〔特産品・観光資源開発・販路開拓支援〕

経-3

地域力活用新事業の全国展開プロジェクト 支援事業

補助金等制度名称	小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業(地域力活用新事業の全国展開プロジェクト)
目的・概要	地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会議所、商工会及び県商工会連合会が小規模事業者と協力して行う特産品開発や観光開発などの取組や商工会議所、商工会及び県商工会連合会が小規模事業者、地元自治体等と一体となって取り組む、地域の課題解決に資する事業(コミュニティビジネス等)に支援。
対象者	商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所
対象事業	<p>①地域の資源(農水産品・文化・技術など)を活かした新たな製品(特産品等)の開発又は改良に関する事業およびその販路開拓又は普及に関する事業(特産品開発事業)、地域の資源(名所・施設・産業など)を活用した新たなサービス事業や観光資源のPRなど観光に関する事業およびその販路開拓又は普及に関する事業(観光開発事業)、地域の課題(少子高齢化、人口の都市部偏在、過疎等により生じている諸問題)の解決に資する事業(コミュニティビジネス創出事業)を行う「本体事業」(最大2年間支援)</p> <p>②次年度の本体事業実施を視野に入れ、事業計画の策定を行う「調査研究事業」(検討に必要な試作品開発も可)</p> <p>③地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓又は普及に関する事業を行う「地域の魅力でおもてなし事業(着地型地域中小・小規模企業支援事業)」(最大3年間支援)(新規募集なし、2年目事業のみ対象)</p>
交付要件	<p>①地域の資源を活用した取組であること。(コミュニティビジネスは除く)。</p> <p>②地域で顕在化している課題を解決する取組であること。(コミュニティビジネスのみ)</p> <p>③地域内の複数の事業者等が参画した、地域を挙げた取り組みであること。</p> <p>④小規模事業者が参画していること。 ※「小規模事業者」とは、従業員20人以下の企業(商業及びサービス業については、従業員5人以下のもの)を指す。</p> <p>⑤新規性のある事業であること。(既存商品のPR等新規性のない事業は不可、おもてなし事業は除く。)</p>
補助金額・補助率等	<p>1. 本体事業 1年目ー上限800万円<2/3補助>、2年目ー上限600万円、<1/2補助> (共同実施の場合は、1年目ー上限1,000万円、2年目ー上限750万円)</p> <p>2. 調査研究事業 上限500万円<定額補助></p> <p>3. 地域の魅力でおもてなし事業 上限400万円<定額補助></p>
手続き等	<p>公募期間 平成24年2月6日～平成24年3月5日 平成24年2月6日～平成24年3月14日(おもてなし事業のみ)</p>
問い合わせ・申請先	<p>全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課 電話:03-3503-1256 FAX:03-3503-6577 日本商工会議所 流通・地域振興部 電話:03-3283-7874 FAX:03-3211-4859</p>

＜地域力活用新事業の全国展開プロジェクト支援事業＞

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓並びに地域の課題解決に資する事業(コミュニティビジネス等)に対し幅広く支援。

平成24年度 九州41件採択(商工会36件、商工会議所5件)

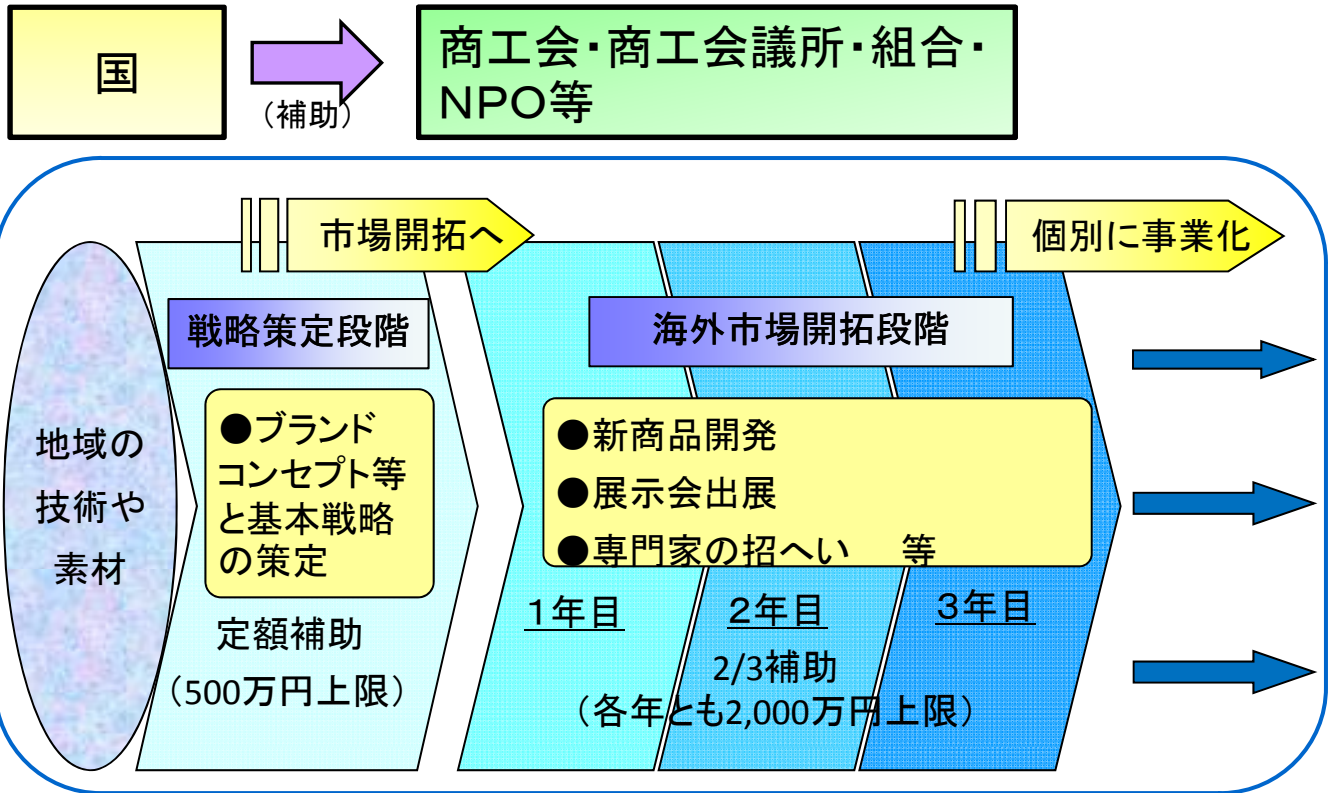
県名	事業名	事業実施者	実施概要
福岡県	調査研究	八女商工会議所	野生鳥獣の肉を利用した「ジビエ料理」の開発・普及
		筑紫野市商工会	「紫根ブランド」復活のための調査研究事業
		赤村商工会	赤で育む赤村「真っ赤なマトの魅力を見つけよう！」
	1年目	大野城市商工会	古代から現代までの大野城の資源(宝)を磨き、体感する観光開発
	2年目	北九州商工会議所	楽しみながら学び、体験する新しい産業観光の推進
おもてなし	筑紫野市商工会	二日市温泉と出会いを楽しむ「紫のまち博覧会」	
長崎県	1年目	五島市商工会	拡大する通販市場で、勝ち馬に乗れ、離島のかで、通販市場を駆け抜けろ！
		松浦市福鷹商工会	カジメ等の海藻とガンガゼの食品開発による地域再生プログラム
	2年目	雲仙市商工会	愛 発見！！雲仙市～癒しと愛が溢れる街・愛の聖地巡礼ツアー～
熊本県	調査研究	山都町商工会	山都(やまと)魂に触れるツアー開発プロジェクト
		湯前町商工会	潮おっぱい神社を核とする観光・特産品開発プロジェクト
		宇城市商工会	歴史と文化を活かした不知火海沿岸の観光産業創出プロジェクト
		大津町商工会	観光地阿蘇と熊本に挟まれた大津町を元気にしようプロジェクト
		大矢野町商工会	美・食・癒・遊の楽園「上天草」魅力再発見！
	1年目	甲佐町商工会	甲佐ブランド「こうさんもん」育成プロジェクト～水と大地の融合～
		南小国町商工会	「きよらの郷・地域コミュニティビジネス」実施事業
		天草市商工会	天草とんとん拍子ツアー
		美里町商工会	ココロとカラダが喜ぶ美しい里プロジェクト
		菊陽町商工会	健康と美容と食をテーマに観光ウォーキングの着地型観光の提案
	2年目	山鹿市商工会	やまが美粋プロジェクト～地域資源を活用し日本の「キレイ」と「おいしい」を売ろう
		水上村商工会	水上村森林セラピーを全国へプロジェクト
		阿蘇市商工会	阿蘇でキレイを形にする観光推進プロジェクト
	おもてなし	南阿蘇村商工会	みなみあそ集客・交流まちづくり事業体構築・推進事業
	大分県	調査研究	九重町商工会
1年目		竹田商工会議所	交流人口の増加をめざした魅力創出事業
		杵築市商工会	坂の城下町「杵築」観光・特産品事業
宮崎県	調査研究	三股町商工会	『ん』のつく町 三股町 開けゴマ大作戦
		高城町商工会	宮崎のお肉をもっと美味しくする、うまい醬(じゃん)プロジェクト
		都農町商工会	名所の神社と連携した道の駅建設計画による観光・特産品開発調査研究事業
	1年目	宮崎商工会議所	まちなか観光周遊バス運行事業(仮称)
		宮崎県商工会連合会	お年寄りにやさしい買い物弱者対策社会実験事業
	おもてなし	延岡商工会議所	ひむかのくに えんぱく 2012～延岡からはじまる縁めぐり物語～
鹿児島県	調査研究	日置市商工会	薩摩焼発祥の地《美山》！工芸の郷づくり事業
		錦江町商工会	“うんぱた(海端)”と“山ん中”から「おじゃったもんせ」プロジェクト
		与論町商工会	ゆんぬ(与論)体験メニューと連携する特産品開発プロジェクト
		宇検村商工会	ハブと日本ミツバチ ーじゃまものを逆手にとって特産品
	1年目	薩摩川内市商工会	「薩摩川内ブランド」を創り出す！特産品開発事業
		南さつま市商工会	田舎らしい食資源を活用した新しい食(商材になるグルメ)の創出及び提供
	おもてなし	霧島市商工会	おもてなし先進地霧島構築事業
おもてなし	瀬戸内町商工会	奄美大島・加計呂麻島。癒しの島旅「あっぱでい！2012」	
	蒲生町商工会	蒲生郷「おもてなし」倍増計画Ⅲ	

経-4 JAPANブランド育成支援事業

補助金等制度名称	中小企業海外展開支援事業費補助金(JAPANブランド育成支援事業)
目的・概要	本事業は、複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。
対象者	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、組合、一般財団法人または一般社団法人、NPO、中小企業等を主とする4者以上のグループ等
対象事業	<p>① 戦略策定支援事業 参画する中小企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家を招聘し、委員会の開催やブランドに対する理解を深めるためのセミナーの開催、市場調査等を実施する経費を補助。</p> <p>② ブランド確立支援事業(1年目～3年目) 複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、委員会開催、市場調査、専門家の招聘、デザイン開発・評価、新商品開発・評価、展示会への出展等に要する経費を補助。</p>
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の中小企業者が主体的に参画した取組みであること。 ○地域中小企業の商品や技術等をベースとしていること。 ○プロジェクトをコーディネートし、マネジメントする能力を有すること。
補助金額・補助率等	<p>① 戦略策定支援事業 上限500万円、下限100万円<定額補助></p> <p>② ブランド確立支援事業、先進的ブランド展開支援事業 補助対象経費の3分の2以内(上限2,000万円、下限100万円)</p>
手続き等	公募期間 平成24年2月29日～平成24年3月21日
問い合わせ・申請先	九州経済産業局産業部中小企業課 電話:092-482-5449 FAX:092-482-5393

JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用する『JAPANブランド』を確立していこうとする取組みに対して支援を行う。



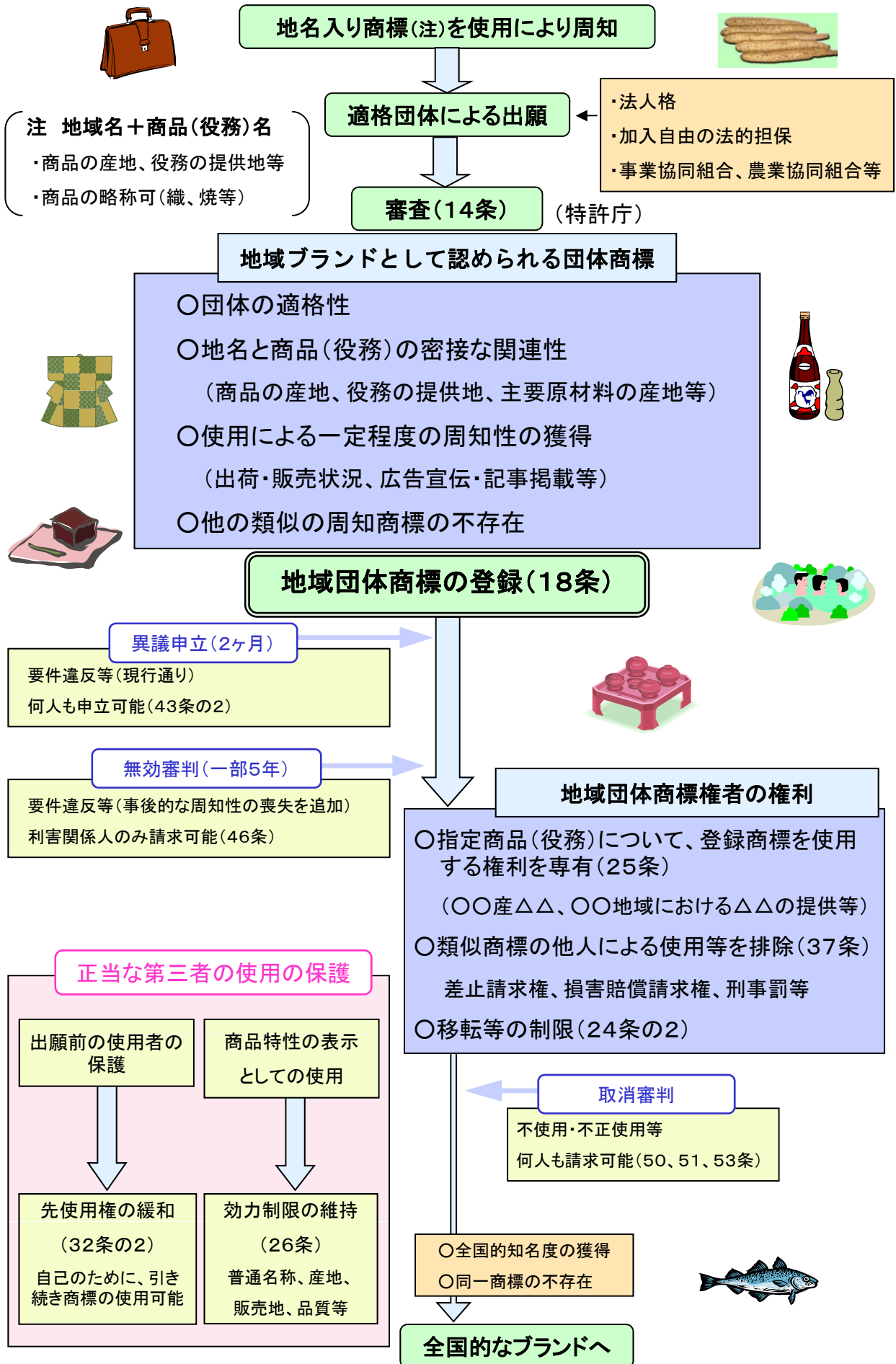
JAPANブランド育成支援事業 平成24年度採択事業(九州)

事業	事業主体	都道府県	プロジェクト名
戦略策定	福岡県中小企業団体中央会	福岡	「九州のふく」海外展開プロジェクト
戦略策定	都城茶ブランド化プロジェクト協議会	宮崎	都城茶のロシア市場におけるブランド確立
ブランド確立(1年目)	北部九州欧州販路開拓プロジェクト研究会	福岡	ものづくり九州！世界を拓くブランド戦略プロジェクト
ブランド確立(1年目)	チーム「防人」	福岡	チーム「防人」による住まいの防災・安全対策商品の中国及び東アジア市場への展開プロジェクト
ブランド確立(1年目)	プロジェクト波佐見焼	長崎	Hasami Procelain Japan
ブランド確立(1年目)	くまもと南園の匠協同組合	熊本	熊本ベジフル&フィッシュ海外市場開拓プロジェクト～国際産直・宅配事業の展開と生食文化の普及～
ブランド確立(1年目)	九州杉家具インテリアデザイン推進協議会	熊本	九州杉デザイン連携プロジェクト
ブランド確立(1年目)	十和音会	宮崎	十和音会による世界に誇る和酒ブランド「J-Chord」輸出促進事業
ブランド確立(2年目)	有田商工会議所	佐賀	有田焼海外事業推進プロジェクト
ブランド確立(3年目)	北九州商工会議所	福岡	小倉織(KOKURA STRIPES JAPAN)世界進出プロジェクト

経-5 地域団体商標登録制度

補助金等制度名称	地域団体商標登録制度
目的・概要	<p>近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものとの差別化を図るための地域ブランド作りが全国的に盛んになっています。</p> <p>このような地域ブランド化の取組では、地域の特産品にその産地の地域名を付す等、地域名と商品(役務)名からなる商標が数多く用いられています。しかしながら、従来の商標法では、このような地域名と商品名からなる商標は、商標としての識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、図形と組み合わせられた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録を受けることはできませんでした。</p> <p>地域団体商標登録制度とは、地域ブランドの保護により地域経済を活性化することを目的として、地域名と商品(役務)名からなる商標(地名入り商標)について、より早い段階で団体商標として登録を受けることを可能にする制度で、平成18年4月より開始されました。</p> <p>具体的に地域団体商標の登録に際しては、主体が要件に適合しているか、週知性の要件を満たしているか、当該商品が地域と密接な関連性を有しているかどうかといった点について審査が行われます。</p> <p>本制度が活用されることにより、これから地域ブランド活動を展開していこうとする事業者は、自らの権利がしっかり守られ信用の維持が図られることになり、産業競争力の強化と地域経済の活性化が期待されます。</p>
対象者	法人格を有する組合(加入の自由が保証された農協、漁協、商工組合等)
対象事業	地域名と商品(役務)名からなる地域団体商標登録の出願
交付要件	—
補助金額・補助率等	—
手続き等	<p>特許庁にて出願を随時受け付け。出願の流れはフロー図参照。</p> <p>(参考)特許庁ホームページ「地域団体商標制度の部屋」 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm</p>
問い合わせ先	<p>九州経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室 (相談窓口)九州知的財産戦略センター 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階 電話 092-481-2468 FAX 092-481-2496</p>

地域団体商標登録出願の流れ



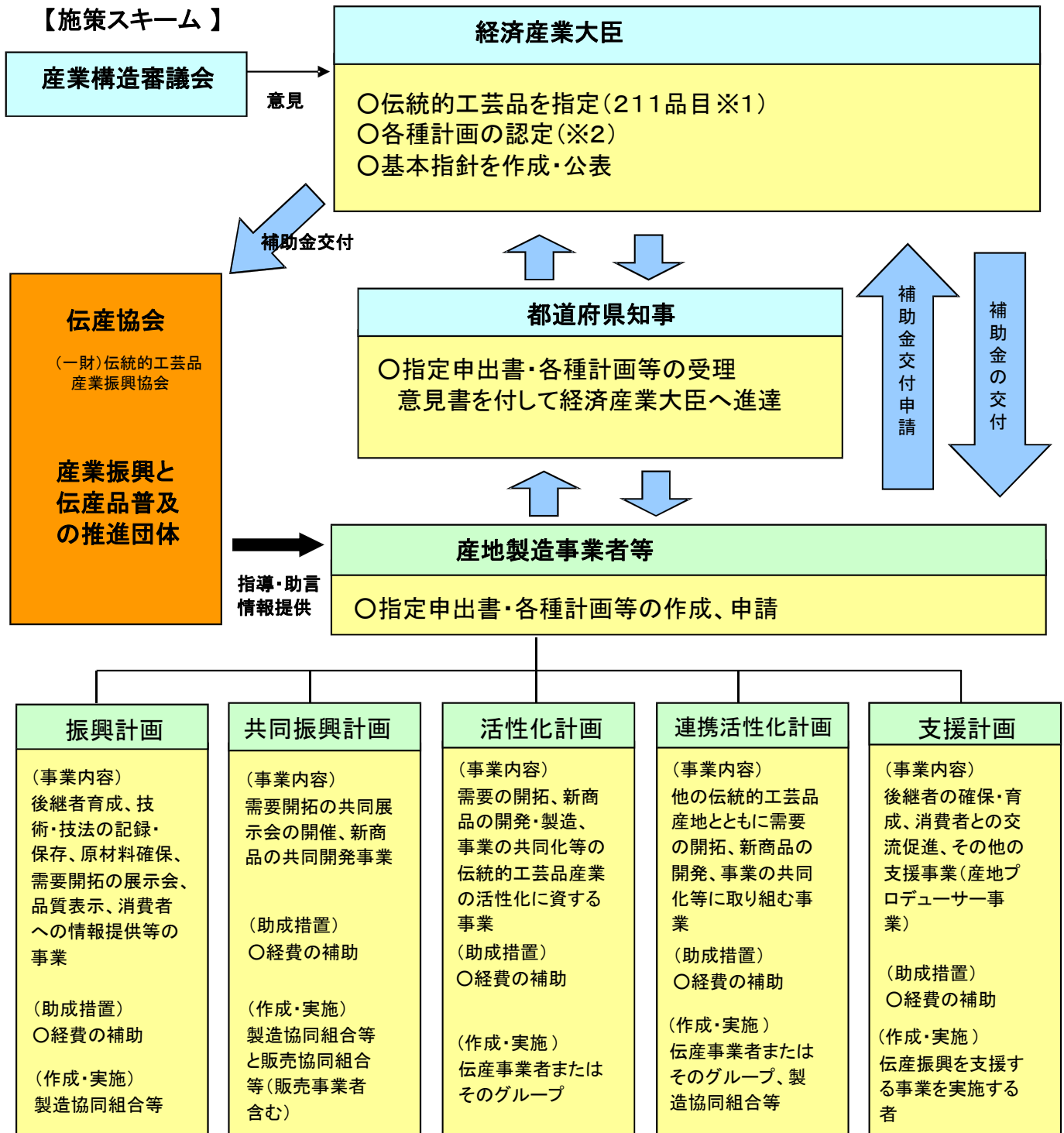
九州管内地域団体商標登録済リスト（平成24年5月時点）

	県	商標	出願人
1	福岡	小石原焼	小石原焼陶器協同組合
2	福岡	合馬たけのこ	北九東部農業協同組合
3	福岡	博多人形	博多人形商工業協同組合
4	福岡	博多織	博多織工業組合
5	福岡	八女提灯	八女提灯協同組合
6	福岡	上野焼	上野焼協同組合
7	福岡	八女茶	全国農業協同組合連合会 福岡県茶商工業協同組合
8	福岡	福岡の八女茶	全国農業協同組合連合会 福岡県茶商工業協同組合
9	福岡	八女福島仏壇	八女福島仏壇仏具協同組合
10	福岡	博多なす	全国農業協同組合連合会
11	福岡	久留米かすり	久留米耕協同組合 久留米耕縞卸商協同組合
12	福岡	久留米耕	久留米耕協同組合 久留米耕縞卸商協同組合
13	福岡	原鶴温泉	原鶴温泉旅館協同組合
14	福岡	博多蓄菜	全国農業協同組合連合会
15	福岡	博多焼酎	福岡県酒造組合
16	佐賀	神埼そうめん	神埼そうめん協同組合
17	佐賀	佐賀のり	佐賀県有明海漁業協同組合連合会
18	佐賀	伊万里梨	伊万里市農業協同組合
19	佐賀	うれしの茶	西九州茶農業協同組合連合会
20	佐賀	佐賀産和牛	佐賀県経済農業協同組合連合会
21	佐賀	小城羊羹	小城羊羹協同組合
22	佐賀	唐津焼	唐津焼協同組合
23	長崎	長崎カステラ	長崎県菓子工業組合
24	長崎	五島うどん	五島手延うどん協同組合
25	長崎	五島手延うどん	五島手延うどん協同組合
26	長崎	小長井牡蠣	小長井町漁業協同組合
27	長崎	九十九島かき	佐世保市相浦漁業協同組合
28	熊本	黒川温泉	黒川温泉観光旅館協同組合
29	熊本	阿蘇たかな漬	阿蘇たかな漬協同組合
30	熊本	球磨焼酎	球磨焼酎酒造組合
31	熊本	熊本名産からし蓮根	熊本県辛子蓮根協同組合
32	熊本	小国杉	小国町森林組合
33	熊本	天草黒牛	天草畜産農業協同組合
34	熊本	黒川温泉	黒川温泉観光旅館協同組合
35	熊本	くまもと畳表	八代地域農業協同組合
36	熊本	菊池温泉	菊池温泉観光旅館協同組合
37	大分	豊後別府湾ちりめん	大分県漁業協同組合
38	大分	関あじ	大分県漁業協同組合
39	大分	関さば	大分県漁業協同組合
40	大分	大分麦焼酎	大分県酒造協同組合

	県	商標	出願人
41	大分	大分むぎ焼酎	大分県酒造協同組合
42	大分	日田梨	全国農業協同組合連合会
43	大分	豊後牛	全国農業協同組合連合会
44	大分	おんた／小鹿田焼	小鹿田焼協同組合
45	宮崎	宮崎牛	宮崎県経済農業協同組合連合会
46	宮崎	宮崎の本格焼酎	宮崎県酒造組合
47	宮崎	宮崎ハープ牛	宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合
48	宮崎	北浦灘アジ	北浦漁業協同組合
49	宮崎	みやざき地頭鶏	みやざき地頭鶏事業協同組合
50	鹿児島	本場奄美大島紬	本場奄美大島紬協同組合
51	鹿児島	鹿児島黒牛	鹿児島県経済農業協同組合連合会
52	鹿児島	知覧紅	南さつま農業協同組合
53	鹿児島	かごしま知覧茶	南さつま農業協同組合
54	鹿児島	知覧茶	南さつま農業協同組合
55	鹿児島	本場大島紬	本場大島紬織物協同組合
56	鹿児島	薩摩焼	鹿児島県陶業協同組合
57	鹿児島	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合
58	鹿児島	かけろまきび酢	あまみ農業協同組合
59	鹿児島	奄美黒糖焼酎	奄美大島酒造協同組合
60	鹿児島	桜島小みかん	グリーン鹿児島農業協同組合
61	鹿児島	枕崎鯉節	枕崎水産加工業協同組合
62	鹿児島	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合

経-6 伝統的工芸品産業支援補助金

補助金等制度名称	伝統的工芸品産業支援補助金
目的・概要	伝統的工芸品を製造する組合等及び団体等が行う事業に対し、当該経費の一部を補助することで、伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に資することを目的としています。
対象者	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下伝産法)」に基づく各種計画の承認を受けた方 (特定製造共同組合・製造協同組合・製造事業者等)
対象事業	<p>1. 伝統的工芸品産業産地振興事業</p> <p>(1) 振興事業 特定製造協同組合等が後継者の確保・育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発を行う事業</p> <p>(2) 共同振興事業 特定製造協同組合等が共同需要開拓及び新商品共同開発を行う事業</p> <p>2. 伝統的工芸品産業活性化事業</p> <p>(1) 活性化事業 製造協同組合等が従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業</p> <p>(2) 連携活性化事業 製造協同組合等が連携して従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料についての共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業</p> <p>3. 伝産法第13条第1項に定める支援事業 団体等が行う従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行う事業</p>
交付要件	応募に当たっては、伝産法に基づく各種計画の承認を受けていること
補助金額・補助率等	下限100万円、補助率2/3以内 (但し、後継者従事者育成は1/2以内、人材育成・交流支援事業は1/2以内、産地プロデューサー事業は1/3以内)
手続き等	公募期間 1月下旬～2月上旬
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 地域経済部 製造産業課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL 092-482-5446 FAX 092-482-5398



※1 平成21年4月現在

※2 第2次以降の振興計画の認定は都道府県知事

都道府県別	指定品目数	品目名
福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米緋 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
長崎	2	三川内焼 波佐見焼
熊本	3	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん
大分	1	別府竹細工
宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
鹿児島	3	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼

(注) 指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県と重複する内数をあらわしている。

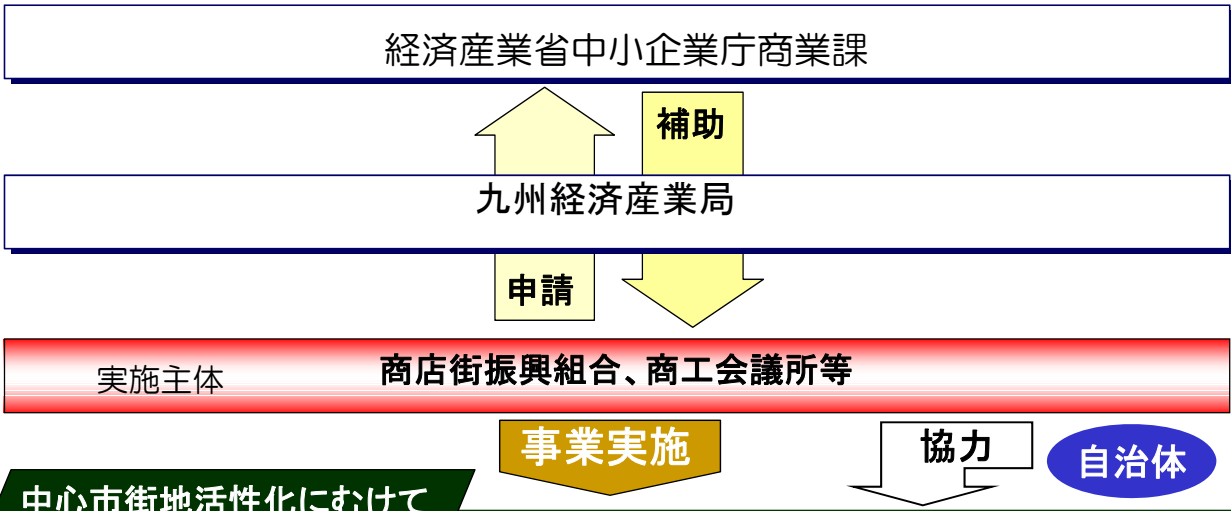
〔中心市街地・商店街等活性化支援〕

経-7

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 (中小事業者向け)

補助金等制度名称	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 (中小事業者向け)
目的・概要	中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に位置付けられている事業の内、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業等の取組に対し支援する。
対象者	○ハード(施設整備)事業 組合等(商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合、共同出資会社、特定会社、第三セクター等) ○ソフト(活性化支援)事業 組合等に加え、特定非営利活動法人。 空き店舗活用支援については社会福祉法人も対象。
対象事業	○ハード(施設整備)事業 ・アーケード、イベント広場、公園、街頭路、駐車場や教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業。 ・商業インキュベータ施設、テナントミックス管理に資する店舗、ファサード整備等、商店街・商業集積活性化施設整備事業。 ○ソフト(活性化支援)事業 ・コンセンサス形成事業、共通駐車券システム事業、アーケード撤去事業等商店街活性化支援事業。 ・保育サービス施設の設置・運営等空き店舗活用支援事業。 ・中心市街地活性化協議会事務局支援事業。
交付要件	○ハード(施設整備)事業 認定基本計画に位置づけられている事業であり、且つ、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業であること。 ○ソフト(活性化支援)事業 認定基本計画に位置づけられている事業であること。
補助金額・補助率等	補助率2/3以内 上限:補助額で概ね5億円。 下限:補助額でハード事業で2000万円、ソフト事業が200万円。
手続き等	平成24年度1次募集(参考) ・平成24年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成24年2月下旬 応募(実施計画書)締切。 ・平成24年4月上旬 採択結果の公表。 ※上記以外にも、年度内数回募集を実施。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について



中心市街地活性化にむけて

○ハード(施設整備)事業

- ・アーケード、イベント広場、公園、街頭路、駐車場や教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業。
- ・商業インキュベータ施設、テナントミックス管理に資する店舗、ファサード整備等。

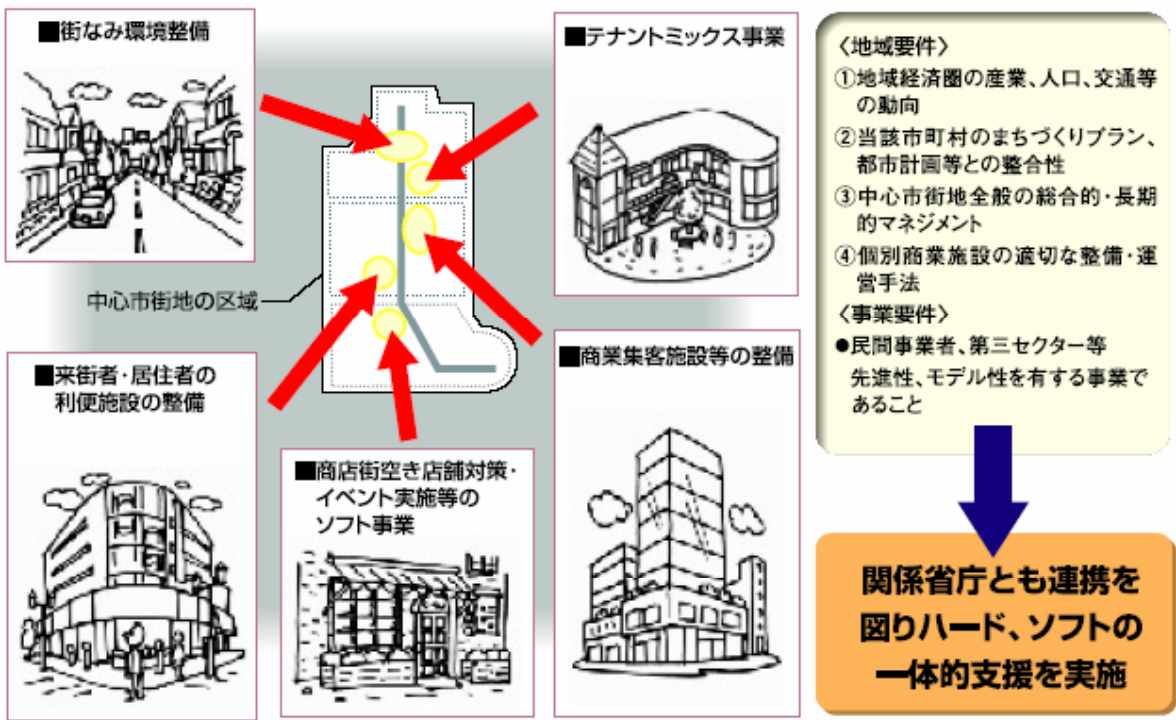
○ソフト(活性化支援)事業

- ・コンセンサス形成事業、共通駐車券システム事業、アーケード撤去事業等。
- ・空き店舗を利用した保育サービス施設の設置等。
- ・中心市街地活性化協議会事務局支援事業



戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ

全国的に模範となる先進地域における先駆的・広域的な連携等の取り組みに対し重点的に直接支援



〔中心市街地・商店街等活性化支援〕

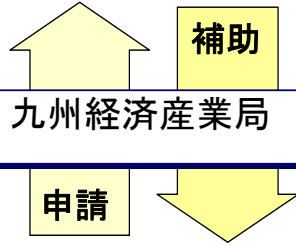
経-8

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 (民間事業者向け)

補助金等制度名称	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 (民間事業者向け)	
目的・概要	中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に位置付けられている事業の内、民間事業者が市町村のまちづくりと一体になって意欲的に実施する商業活性化事業等の取組に対し支援する。	
対象者	民間事業者(中小企業、大企業、商工会議所、株式会社、NPO法人等。任意団体については代表的な個人又は法人で申請が必要)	民間事業者(株式会社及び持分会社に限る)、共同出資会社、特定会社又は第三セクター
対象事業	<p>○ハード(施設整備)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサートホール、スポーツ広場、美術館等、教養文化施設等。 ・駐車場施設、コミュニティ広場、イベント広場等、来街者又は居住者を誘導及び滞留させるための施設。 ・共同荷さばき場、ストックヤード等、商業等業務を円滑にする施設。 ・大型商業施設(百貨店等)の増床等、商業等の活性化に資する施設。 <p>○ソフト(活性化支援)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業、地域ブランド構築事業、情報発信事業等、商業等の活性化に寄与することが見込まれる事業。 	
交付要件	<p>○ハード(施設整備)事業</p> <p>認定基本計画に位置づけられている事業であり、且つ、ソフト事業と組み合わせて行う事業であること。</p> <p>○ソフト(活性化支援)事業</p> <p>単独実施も可能だが、商業等の活性化に向けた取組であること。</p>	<p>○ハード(施設整備)事業</p> <p>認定基本計画に位置づけられている事業であり、且つ、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業</p>
補助金額・補助率等	<p>補助率1/2以内</p> <p>上限:補助額で5億円</p> <p>下限:補助額で1000万円。</p> <p>ソフト事業のみは150万円。</p>	<p>補助率2/3以内</p> <p>上限:補助額で概ね5億円</p> <p>下限:補助額で2000万円。</p>
手続き等	<p>平成24年度1次募集(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成24年2月下旬 応募(実施計画書)締切。 ・平成24年4月上旬 採択結果の公表。 <p>※上記以外にも、年度内数回募集を実施。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。</p>	
問い合わせ・申請先	<p>九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室</p> <p>電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959</p>	

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について

経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室



実施主体 **民間事業者**



中心市街地活性化にむけて

○ハード(施設整備)事業

- ・コンサートホール、スポーツ広場、美術館等。
- ・駐車場施設、コミュニティ広場、イベント広場等。
- ・共同荷さばき場、ストックヤード等。
- ・大型商業施設(百貨店等)の増床等。

○ソフト(活性化支援)事業

- ・イベント事業、地域ブランド構築事業、情報発信事業等。

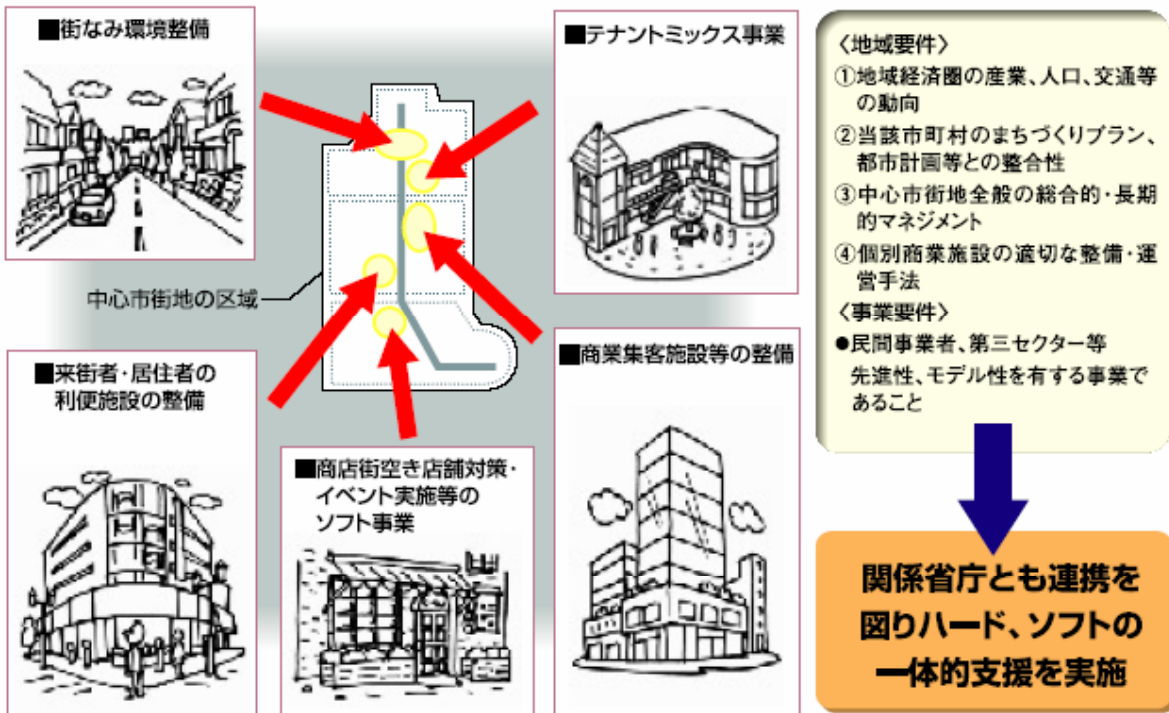
自治体と民間事業者の協力体制の構築

国からの補助

中心市街地活性化

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ

全国的に模範となる先進地域における先駆的・広域的な連携等の取り組みに対し重点的に直接支援



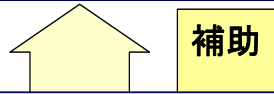
〔中心市街地・商店街等活性化支援〕

中小商業活力向上補助金(中小商業活力向上支援事業・中小商業活力向上施設整備事業)

補助金等制度名称	中小商業活力向上補助金(中小商業活力向上支援事業・中小商業活力向上施設整備事業)
目的・概要	①少子化・高齢化②安全・安心③地域資源活用・農商工連携④地域活性化(災害商店街等の復興)⑤創業・人材⑥環境等の社会的課題に対応した新たな取り組みで、集客力向上及び売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街等における中小商業の活性化を図ることを目的とする。
対象者	商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合、NPO法人等。 個人事業者を除く民間事業者については、下記対象事業のうち、ハード(施設整備)事業のii)に該当する事業及びすべてのソフト(活性化支援)事業が対象。
対象事業	○ハード(施設整備)事業 i)コミュニティ施設、多目的ホール、児童遊戯施設、休憩施設、商業インキュベータ、テナントミックス店舗の設置、イベント広場、公衆便所等。 ii)地域資源や農商工連携推進のための施設の整備、環境リサイクル対応設備、バリアフリー対応設備、ポイントカードシステム等。 ○ソフト(活性化支援)事業 ・新規イベント立ち上げ事業(毎年実施する予定のもの)や商店街人材育成事業等。 ・空き店舗を利用した保育サービス施設の設置、地域農産品のアンテナショップ等を設置・運営する事業等。 ・老朽化したアーケード等の撤去事業等。
交付要件	○ハード(施設整備)事業 i)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律又は中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設であること。 ii)法認定不要。 ○ソフト(活性化支援)事業 イベント事業等の実施については商店街の区域に限る。
補助金額・補助率等	補助率2/3、1/2、1/3以内(法律の認定要件により異なる) 上限:補助額で1億円 下限:補助額で100万円
手続き等	平成24年度1次募集(参考) ・平成24年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成24年3月上旬 応募(事業計画書)締め切。 ・平成24年4月中旬 採択結果の公表。 ※上記以外にも、年度内数回募集を実施。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959

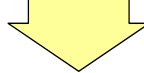
中小商業活力向上補助金について

経済産業省中小企業庁商業課



九州経済産業局

申請



実施主体 商店街振興組合、商工会議所、一部民間事業者等

事業実施

協力

自治体

地域商店街の活性化に向けて

○ハード(施設整備)事業

- ・コミュニティ施設、多目的ホール、児童遊戯施設、休憩施設、商業インキュベータ、テナントミックス店舗の設置、イベント広場、公衆便所等。
- ・地域資源や農商工連携推進のための施設の整備、環境リサイクル対応設備、バリアフリー対応設備、ポイントカードシステム 等

○ソフト(活性化支援)事業

- ・新規イベント立ち上げ事業や商店街人材育成事業等。
- ・空き店舗を利用した保育サービス施設の設置、地域農産品のアンテナショップ等を設置・運営する事業等。
- ・老朽化したアーケード等の撤去事業等。

自治体と商店街等の協力体制の構築

国からの補助

地域商店街活性化

事業イメージ



ソーラーアーケード



インキュベータ施設



イベント事業



空き店舗を活用したアンテナショップ



空き店舗を活用した子育て支援施設

〔中心市街地・商店街等活性化支援〕

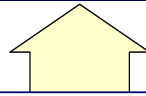
経-10

地域商業再生事業(地域状況調査分析事業・コミュニティ機能再生事業)

補助金等制度名称	地域商業再生事業(地域状況調査分析事業・コミュニティ機能再生事業)
目的・概要	地域商店街のコミュニティ機能再生によって地域の生き生きとした商店街が再生されることを目的として、地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街組織が一体となって実施される、まちづくり計画と整合的な取組に対して支援する。
対象者	商店街組織と民間事業者の連名による申請。 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
対象事業	○地域状況調査分析事業 商店街において地域コミュニティの機能向上・再生に向けた取組を行う前に、ニーズ調査、マーケティング調査等の調査・分析を行う事業。 ○コミュニティ機能再生事業(ハード・ソフト) 「地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する施設等を整備する事業及び地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する事業。
交付要件	○地域状況調査分析事業 商店街で実施するコミュニティ機能向上・再生の取組内容の妥当性を確認するうえで、適切な調査内容であり、取組を実施するにあたり、適切な事業規模、事業の継続性等が明確になることや、取組を実施する場所として適切であることが確認されることが必要。 ○コミュニティ機能再生事業(ハード・ソフト) 地域状況調査分析事業や、それに類する調査の結果から、当該地域のコミュニティ機能向上・再生に必要とされる取組であり、地域のまちづくり計画と整合的がとれており、商店街の売上増加や集客向上等の事業実施効果が見込まれるものであること。
補助金額・補助率等	補助率2/3 上限:補助額で (調査分析) 1,000万円 (コミュニティ再生) 2億円(一商店街あたりの額。複数の商店街で実施する事業の場合は最大5億円) 下限:補助額で100万円
手続き等	平成24年度(参考) ・平成24年4月下旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成24年5月下旬 締め切。 ・採択結果の公表は未定。 ※上記以外にも、年度内数回募集を実施。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959

地域商業再生事業について

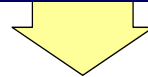
経済産業省中小企業庁商業課



補助

九州経済産業局

申請



実施主体

商店街と民間事業者の連携体

事業実施

関与

自治体

地域コミュニティ再生に向けて

○地域状況調査分析事業

商店街において地域コミュニティの機能向上・再生に向けた取組を行う前に、ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査等の調査・分析を行う事業。

○コミュニティ機能再生事業(ハード・ソフト)

「地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する施設等を整備する事業及び地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する事業。

自治体と商店街、民間企業の協力体制の構築

国からの補助

地域コミュニティ再生

事業イメージ

地域ぐるみの子育て・教育支援



(子ども見守りサービス)



(「寺子屋塾」)

地域での高齢者の社会生活支援



(生活相談の実施)



(運動指導の様子)

健康サポート



(栄養指導の実施)



(運動指導の様子)

地域の料理指導



(料理教室の開催)



(地元食材を活用したレストラン)

補助金等制度名称	地域コーディネーター活用事業交付金
目的・概要	地域の資源を活用した魅力あるプログラムづくりを支援するため、地域の自然観光資源を守りながら持続的に活用するエコツーリズムを推進する地域協議会に対し、国が支援します。
対象者	エコツーリズムを推進しようとする地域の多様な主体から構成された協議会(市町村の参加は必須)
対象事業	地域協議会の運営や関係業界とのネットワークづくりなど、総合的なコーディネートを行う地域コーディネーターを選定・活用し、エコツーリズムの実施について協議会で行う検討・とりまとめ、研修会の開催など。
交付要件	以下の要件を全て満たした地域協議会であること。 ①地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が参加していること。 ②地域協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。(交付申請までの作成見込みを含む)
補助金額・補助率等	総事業費の2分の1を助成(1地域当たりの交付額は最大8百万円)
手続き等	環境省ホームページに掲載 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13690
問い合わせ・申請先	九州地方環境事務所国立公園・保全整備課 〒862-0913 熊本市東区尾ノ上1丁目 6-22 TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0354

地域コーディネーター活用事業

【事業内容】

地域の資源を活用した魅力あるプログラムづくりを支援するため、地域の自然観光資源を守りながら持続的に活用するエコツーリズムを推進する地域協議会に対し、国が**総事業費の2分の1を助成**（1地域当たりの**交付額は最大8百万円**）

【実施主体】

エコツーリズムを推進しようとする地域の多様な主体から構成された協議会（市町村の参加は必須）

【交付先決定方法】

各地方環境事務所又は自然環境事務所を通じて事業計画（2年）などを添えて提出された申請書を審査のうえ決定

【対象事業】

地域協議会の運営や関係業界とのネットワークづくりなど、総合的なコーディネートを行う地域コーディネーターを選定・活用し、エコツーリズムの実施について協議会で行う検討・とりまとめ、研修会の開催など（下記支援メニュー参照）

【支援メニュー例】

（1）ルールづくり

エコツアーの実施によって自然資源が損なわれることを防ぐためのルール及び観光旅行者の安全確保や満足度の向上、地域住民の生活が損なわれることを防止することなどを目的としたルールの策定

（2）ガイドンス及びプログラムづくり

・自然環境の成り立ちや保全の必要性、観光利用に伴う自然環境への影響の現状、人の生活と自然の関わりなどガイドなどによる解説手法の整理

・地域における自然資源、人的資源等の調査・情報収集及びそれらを活かしたエコツアープログラムの作成

（3）モニタリング及び評価手法の検討とりまとめ


大学などの研究機関との連携やガイドや地域住民が主体となって行う調査など自然環境の状態を把握する方法及び客観的な評価手法の作成

（4）人材育成

- ・地域ガイドや地域リーダーの育成手法の検討
- ・知識や技術、意識の向上を図るための研修会の開催
- ・他の研修会への参加及び情報交換の機会提供



(1) 自然公園等整備事業

補助金等制度名称	自然公園等整備事業
目的・概要	<p>自然と共生する地域づくりを推進するため、環境省直轄事業により、国立公園の重要な公園事業等の整備を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人と地球にやさしい集団施設地区整備事業 国立公園の利用拠点である集団施設地区において、良好な景観形成を図りつつバリアフリー化及び多言語化等を中心としたユニバーサルデザインに対応する整備を推進しています。加えて低炭素社会の構築に向けた二酸化炭素排出削減の視点から施設の再整備を重点的に実施しています。 ●人と自然が共生する国立公園重点整備事業、国立公園エントランス整備事業、生態系維持回復事業、登山道整備及び国立公園の主要な歩道を対象とした安全対策、景観修復等の事業を実施しています。 ●自然再生事業 失われた自然環境を積極的に取り戻すため、自然再生事業を推進しています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>← くじゅうビジターセンター (大分県)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>屋久島登山道 → (鹿児島県)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>← 指宿園地 四阿(鹿児島県)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>国立公園入口情報 標識(熊本県) →</p> </div> </div>
対象事業	<p>国立公園における直轄整備の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●風景地を維持する必要がある地域（特別保護地区及び第1種特別地域等）における公園事業 ●集団施設地区(利用拠点)に係る公園事業 ●自然再生事業及び貴重な動植物の保護のための公園事業
問い合わせ・申請先	<p>九州地方環境事務所国立公園・保全整備課 〒862-0913 熊本市東区尾ノ上1丁目 6-22 TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0354</p>

(2) 地域自主戦略交付金

補助金等制度名称	地域自主戦略交付金
目的・概要	地域自主戦略交付金の対象事業の一つとして、地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生等を支援
対象者	都道府県、政令指定都市
対象事業	<p>①自然環境整備に関する事業（国定公園等整備事業） 国定公園、国指定鳥獣保護区(既着手事業に限る)及び長距離自然歩道において行われる整備事業[補助率：45/100]</p> <p>②環境保全施設整備に関する事業（動物収容・譲渡対策施設整備事業） 家庭用動物又は展示動物として適性があると認められる犬及び猫について、可能な限り生存の機会を与えるための動物収容・譲渡対策施設の整備事業[補助率：1/2]</p> <p>③生物多様性保全回復整備に関する事業（生物多様性保全回復整備事業） 生物多様性の保全上重要と認められる地域における、生物多様性の保全・回復を図るための整備事業[補助率：1/2]</p> <p>※交付対象は、①③は都道府県、②は都道府県及び指定都市 ※市町村も都道府県の補助を受けられれば事業主体となる</p>
交付要件	対象事業に該当する内容であれば、特段の制限は無い
補助金額・補助率等	<p>①国定公園等整備事業：補助率45/100</p> <p>②動物収容・譲渡対策施設整備事業：補助率1/2</p> <p>③生物多様性保全回復事業：補助率1/2</p>
手続き等	<p>環境省ホームページに掲載</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html</p>
問い合わせ・申請先	<p>環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話03-5521-8281</p> <p>九州地方環境事務所国立公園・保全整備課 〒862-0913 熊本市尾ノ上1丁目6-22 TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0354</p>

ご相談・お問合せ

国土交通省 九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎 新館9F

TEL 092-472-2920 FAX 092-472-2334

<http://www.qst.mlit.go.jp/>

国土交通省 九州地方整備局 企画部 企画課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎 6F

TEL 092-471-6331(代) FAX 092-476-3462

<http://www.qsr.mlit.go.jp/>

農林水産省 九州農政局 農村計画部 農村振興課

〒860-8527

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎

TEL 096-211-9638 FAX 096-211-9812

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/index.html>

経済産業省 九州経済産業局 産業部 サービス産業室

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎 本館7F

TEL 092-482-5454 FAX 092-482-5959

<http://www.kyushu.meti.go.jp/>

環境省 九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課

〒862-0913

熊本市東区尾ノ上1丁目6-22

TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0350

<http://www.kyushu.env.go.jp/>